

愛知県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

心の問題とともに家庭環境など複雑な背景を抱える生徒に対し、生徒が置かれた環境にはたらきかけ、生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行うため、県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを置く。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー6名を、県立高等学校7校に配置し、必要に応じて全県立高校に派遣できる体制を構築した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数…6名 資格…社会福祉士 勤務形態…1日7時間×週2回×40週

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「県立学校スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定し、ソーシャルワーカー自身及び全県立高校に配付するとともに、活用方法について設置校連絡会議等で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

年8回

*上記の他に年1回、全県立高等学校の相談業務担当教員対象の研修会への参加も求めている。

（3）研修内容

事例検討（スーパーバイザーによるスーパービジョン）

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーによるスーパービジョン

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 スクールソーシャルワーカー研修会におけるスーパービジョン

（6）課題

スクールソーシャルワーカーへの派遣要請が増加しており、現在の勤務形態での研修への参加が難しくなっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待について関係機関等との連携のための活用事例（②児童虐待）

〈状況〉

生徒Aは幼い頃から、親戚から虐待を受けていた。高校入学後、Aからこのことについて養護教諭に相談があった。Aは精神的に不安定な状態にあり、慎重な対応が求められた。

〈対応〉

- ・学校は養護教諭の報告を受けて、Aについてのケース会議を繰り返し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携してAを支援する体制をつくった。
- ・Aは当初、外部機関への相談を拒んでいたが、カウンセリングにより、スクールカウンセラーに心を開くようになり、最終的にはスクールソーシャルワーカーの説得に応じ、児童相談所へ一時保護されることとなった。あわせて児童相談所から保護者に虐待の事実も伝えられたが、スクールカウンセラーと養護教諭を中心にAの心のケアを第一に考えた支援を継続した結果、Aは次第に精神的に安定した。

【事例2】家庭環境に関する問題のための活用事例（①貧困対策④不登校）

〈状況〉

生徒Bは高校入学当初、進路目標を明確にもち、学習や部活動、学校行事に意欲的に取り組んでいたが、高校1年生の3学期から、学校諸費等の支払いが滞り始めた。この頃から、Bは精神的に不安定となり、体調不良で欠席することが増えた。Bは、母親と借家に住んでいる。

〈対応〉

スクールソーシャルワーカーが母親と面談し、家庭の経済状況を聞きとり、行政機関の相談窓口へ連絡をとった。その後、行政機関からの支援で学校諸費等の支払いの見通しが立ったことで、Bの不安が軽減され、欠席が減り、学校生活が安定した。

【事例3】性的な被害のための活用事例

該当事例なし

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

	問題解決	好転しているが 継続支援中	継続支援中	その他	合計
支援件数	91件	76件	157件	81件	405件
支援生徒数	54人	45人	87人	53人	239人

スクールソーシャルワーカーが介入することにより、状況が好転した生徒数は、239名中99名（41.4%）であった。スクールソーシャルワーカーが継続的に支援することで、本人が学校を続けることができているなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている。

(2) 今後の課題

スクールソーシャルワーカーへの派遣要請は増加しているが、学校現場でスクールソーシャルワーカーの業務についての理解は十分に進んでいない。平成30年度からはスクールソーシャルワーカーを校内研修の講師として学校へ派遣する事業を開始し、スクールソーシャルワークへの教職員の理解を深めている。

三重県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校において福祉的なアプローチの必要な事案や、深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒や学校を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成29年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱等に基づき、県教育委員会に10名を配置し、市町教育委員会及び県立学校からの要請に応じて派遣している。また、県立高等学校7校に拠点校配置して定期的に支援するとともに、近隣の中学校区を巡回訪問し、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図りながら問題の早期発見・早期対応を行っている。

採用については、三重県のホームページに募集要項を掲載し、ハローワークを通して募集している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県教育委員会に10名配置
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許
- ・7時間×126日（1人）、7時間×119日（2人）、7時間×113日（4人）、7時間×94日（2人）、7時間×69日（1人）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

指針には、趣旨・目的、支援内容、支援までの手続き、三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について記載している。また、指針に類似するものを、平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事例集に記載し、配付したものを研修会等において活用している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・県任用スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

・年間2回の大学教授によるスーパーバイズ

・年間20回程度の事務局職員や関係機関職員等を講師とした研修会、及び事例検討会

・県主催の人権研修や危機管理研修、他地域で行われる学会等、各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの業務（役割）に関連する研修
- ・事例検討
- ・事務局職員を講師とした生徒指導、奨学金等に係る研修
- ・児童相談所等、関係機関との連携による研修
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、事例検討等について、大学教授によるスーパーバイズ

（4）特に効果のあった研修内容

・大学教授によるスーパーバイズ

・関係機関等との連携による研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S V の設置

県で1名配置

○活用方法

①SSWに対する指導・助言

②県教育委員会が行う研修会の企画・講師

③教職員等への研修活動

等

（6）課題

・限られた時間の中で、人材育成、資質向上を図るため、研修内容をより充実させること

・スーパーバイザーの有効活用

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭の貧困の問題対応のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦その他）

（状況）母親と本人、妹の3人家族。経済的だけでなく、不安定な家庭環境でもあった。当該児童が小学校入学前にネグレクトで一時的保護されている。母親は児童相談所の介入を嫌がっている。当該児童は、昨年5月に父親の自死、その後母親（精神科に入院中に知的障がいがあることが判明し、手帳も取得）の自殺未遂から不登校傾向になる。昨年8月から生活保護受給。母親には相談者が存在する。月末になると生活が厳しくなり、母親が不安定になる。

（対応）市は経済的支援（特に金銭管理面）、児童相談所は一時保護を検討するため母親への呼びかけと情報収集、学校は登校を目指して当該児童に適応指導教室への働きかけをし、定期的に関係機関とのケース会議を持ちSSWが調整をしていくこととした。

（結果）児童相談所、市の関係機関（子ども支援課、障害福祉課、障害者相談センター、援護課）、進学予定の中学校と定期的なケース会議を行った。ライフラインが止められたのを機に、当該児童、妹が一時保護となり、児童の生活が安定した。一時保護の解除後も安定した生活は続いている。さらに粘り強く支援に入り続けた結果もあり、母親が受け入れて頼るようになり、また、当

該児童と妹が朝から登校できるようになったこともあり母親が安定してきた。

【事例2】家庭環境の問題を背景にもつ不登校対応のための活用事例（①家庭環境、③不登校）

（状況）母親、姉、本人の3人家族。当該児童は、一昨年10月までは、粗暴な面が見られたが、支援に入り、徐々に落ち着いた態度で授業にも集会にも臨むようになった。しかし、昨年、夏以降、姉が不登校傾向になったのを機に当該児童もひきこもりになった。昨年度の終わりから家庭訪問をしても当該児童に会えず、安否確認ができない状況になった。母親は、毎朝、欠席連絡を学校にしている。

（対応）学校は定期的に家庭訪問を行い、安否を確認すると共に、同級生にも連絡帳を届けてもらい登校を促してもらう。学校と関係機関との関わりを強くし、ケース会議を行うと共に、SSWが母親と面談し、支援していくこととした。

（結果）母親は、当該児童には学校に登校してほしい思いがあり、母親が市の子ども支援課に児童扶養手当更新に来所した際、不登校でうつかもしれないと相談した。本事案については、要対協事案としたため、医療機関に情報提供し、医療機関につなぐことができた。母親もしんどくなると市の家庭係にSOSを出せるようになった。姉も中学校での支援を受け、登校できるようになった。その影響もあるのか、当該児童も生活のリズムが崩れることがあったが、同級生の働きかけや、卒業式に参加したいという本人の意思もあり、徐々に登校できるようになった。

【事例3】性的被害についての活用事例（②児童虐待）

（状況）義父、母親、兄、本人、妹の5人家族。当該生徒は、義父に着替えや入浴の様子を盗撮されたと学校の教員に相談した。盗撮のことは母親から聞いた。母親は家のPCに入っている画像を発見し、義父を問いただしたところ、「若い方がいい」と答えたため、当該生徒に嫉妬し、母娘関係がぎくしゃくしていた。学校が、本人の気持ちを確認したところ、家に帰りたくないと思意表示した。

（対応）学校に通告を促し、児童相談所に通告がなされ、一時保護となった。一時保護後は児童相談所と密に情報共有を図り、当該生徒に対して出来る支援（面会や学習プリント等の持参）を確認し、関わっていくこととした。学校に当該生徒が戻った際、保護者が来校する可能性があるため、その際の対応について学校内で周知しておくことと心のケアのためにSCと連携をしていくこととした。

（結果）解除後は里親の元からの通学となった。児童相談所との情報共有を密に行った。保護者懇談会は母親と当該生徒を別の日に設定した。時折、母親が当該生徒に会いに学校に来ることもあるが、その都度、学校は、会わず、児童相談所に連絡した。当該生徒は希望している県外の短期大学に進学が決定し、経済的負担は親がすることになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 県立高等学校（7校）を拠点とした近隣の中学校区の巡回を行ったことにより、早期発見、早期対応が図られるケースが増えるとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築が進んだ。
- ・ 管理職を対象とした研修会等で、平成28年度に作成した活用事例集の活用やSSWの効果的な活用について講演をし、SSWの周知が進んだ。
- ・ SSWが定期的に訪問した高等学校の取組の成果 拠点校7校の家庭環境への支援の状況
家庭環境の問題への支援を行い好転した件数（%） 14/25（56.0%） うち継続的な支援 14/25（56.0%）
- ・ SSWの学校訪問回数 平成27年度：869回、平成28年度：1075回、平成29年度：1248回
- ・ 支援児童生徒数 平成27年度 計 376人（小136人、中59人、高172人、特9人）
平成28年度 計 421人（小178人、中103人、高131人、特9人）
平成29年度 計 450人（小199人、中131人、高120人、特0人）
- ・ 課題解決のための関係機関とのケース会議の実施状況
平成27年度：228回、平成28年度：291回、平成29年度：218回
- ・ 関係機関と連携した件数 平成27年度：586件、平成28年度：790件、平成29年度：757件

（2）今後の課題

- ・ SSWの役割と効果的な活用に係る周知の継続・学校からのニーズに対応するため、SSWの人数や支援時間の確保
- ・ 早期発見、早期対応の取組の充実

滋賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもを取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、SSWが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校不応課題の大きい小学校にSSWを配置する。配置したSSWは同一市町内小中学校に派遣することを可能とする。また、SSWおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣するとともに、教職員対象の研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワーク的視点の広がりを目指す。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 14名（19小学校配置） S Vとの兼務者あり
資格：社会福祉士(8名)、精神保健福祉士(5名)、保健師(1名)、保育士(1名)、教員免許(3名) 重複あり
勤務形態：(市立小学校) 1校あたり1日6時間、週2回(年間43週、46週、または50週)
(町立小学校) 1校あたり1日6時間(年間26日、または32日)
- ・スーパーバイザー 8名(県立学校派遣、研修会等)
資格：弁護士(2名)、社会福祉士(3名)、精神保健福祉士(2名)、保健師(1名)、保育士(1名) 重複あり
勤務形態：1校あたり1回につき、1～3時間 研修会1回につき、1～4時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

〔内 容〕 滋賀県が大切にしているスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、ケース会議の進め方などを「活用リーフレット」に明記

〔周知方法〕 SSW活用事業連絡協議会、学校教育の指針説明ならびに経営等連絡会、県立学校対象学校経営等協議会・学校運営等協議会等

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象・研修回数（頻度）・研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会（SSWが講師や助言者になり、SSWや教職員の資質の向上を図る）
〔研修対象〕 県市町立学校教員、私立教員及び市町教育委員会関係者（希望者）
〔研修回数〕 年間3回（5月、8月、10月）
〔研修内容〕 テーマ「スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援」
1回目…「児童虐待について」
2回目…「いじめの予防と対応について」
3回目…「不登校の予防と対応について」
- ・ワーカー研修会（SSWが研修内容を計画して実施する自己研修会）
〔研修対象〕 SSW 〔研修回数〕 年間6回
〔研修内容〕 1回目（関係機関連携について／講師：SSW、学校と警察との連携について／講師：県教委参事）
2回目（学校等での研修について／講師：SSW）
3回目（子どもを取り巻く法律や国・県の施策の流れについて／講師：県教委主査）
4回目（子ども家庭相談センターの見学／現地研修）、5回目（児童福祉施設の見学／現地研修）
6回目（包括的な支援について／講師：SSW）
- ・SV研修会（模擬ケース会議を実施し、SVから指導助言を受ける）
〔研修対象〕 SSW 〔研修回数〕 年間6回
〔研修内容〕 模擬ケース会議による事例検討、校内組織体制の構築、滋賀の本事業のめざすもの 等

（2）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会では、SSW自らが講師や助言者になることで、配置校等で教職員に行う研修会の技術向上につながった。
- ・ワーカー研修会では、それぞれのSSWが得意とする分野をテーマにして話し合ったり、子どもを取り巻く法律や県内の問題行動等の状況を確認したりすることで、資質の向上につながった。また、県内の施設等での研修を通じ、県内にある関係機関の周知にもつながった。

（3）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法

- ・SV研修会…上記のとおり
- ・1～3年目のSSWへの指導助言…対象SSWの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。（1年目…年間5回、1回3時間 2、3年目…年間2回 1回3時間）
- ・SV会議…SSWの育成や教員への研修内容について、スーパーバイザーが助言を行う。（年間4回）

（4）課題

研修体制を強化すると資質向上につながるが、これらの研修は配置校での配置時間内で運用しているため、配置校への勤務時間数の減少につながってしまう。これらの研修時間を見越した年度当初の配置時間数の設定が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待を受ける児童の支援のための活用事例（①、②）

小学生。母子家庭で生活保護を受給しているが、母親は支援を嫌って保護廃止に向けて就労をしている。ネグレクト家庭として要保護児童対策地域協議会の管理ケースである。母親の対人関係における不安の高さや攻撃性から、支援者の助言や提案への反発や拒否が激しい。

本児は病気を患っていたが、十分な食事が与えられなかったり服薬がなされなかったりすることがあり、学校での発作が頻繁に起こるようになっていた。学習を含む日常生活での意欲低下や食欲の低下が起こり始めたため、SSWから虐待の再通告と疾患への対応に絞っての関係機関でのケース会議を提案。児童相談所、地域の福祉関係担当課、学校、SSWおよび医療機関と連携を図った。その後、関係機関の協力で本児が入院すると、医師から母親に病状の深刻さと食事・服薬の重要性、学校と医療との連携について説明がなされ、入院治療による薬の調整で発作は軽減した。

関係機関とのケース会議を継続し、本児の退院後の病状安定と家庭への支援（通院・服薬の支援と母親スキルの積極的な承認）を行ったところ、母親の本児への関わりが良い変化があらわれ始めた。ケース会議によって、関係機関が共通理解しながら支援できたことがケースの改善につながったものと思われる。

【事例2】福祉機関との連携強化のための活用事例（①、②、④）

小学校入学時より家庭環境による不登校傾向ケースであったが、学校の対応、関係機関の連携により、中学年の頃には集団登校が出来るように改善された。場面緘黙が見られるものの学習能力は境界線上の状況であった。学校では管理職、担任、教育相談担当者、SSWを中心にケース会議を行いながら本児の支援を行うとともに、地域の福祉関係担当課などのケース会議も行い連携したことで、本児に改善がみられるようになった。

しかしながら、高学年になる頃から離婚した母の子どもが本児宅によく訪れるようになり、この母の子どもの面倒を見るため再び不登校傾向になる。母は他地域に住んでいたため、他地域においても関係機関でのケース会議が開催されるようになり、地域間での連携も行うようにした。

学校ではケース会議を開催しアセスメントとプランニングを確認するとともに、学校でできないことについては、要保護児童対策地域協議会において他機関との役割分担を明確にするようSSWが提案した。

そして、関係機関による家庭訪問により、家庭内での生活環境の把握をしながら支援を行うことで、家庭環境の改善が図られるようになった。このケースでは、学校内および要保護児童対策地域協議会でのケース会議の両方にSSWが関わることで、他機関との役割分担が明確になり、本児の登校や学習保障に改善が見られた。また、広域にわたる関係機関との連携も本児が好転に向かう原因となったと思われる。

【事例3】性的な被害についての活用事例：該当なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・学校不適応の背景を、児童の置かれた環境を含めて多面的に捉えることができ、効果的な支援となった。本県の全小学校と配置校の不登校在籍率を比較すると、配置校は増加を抑えることができた。【表1】

・配置のSSWは、配置校を中心に業務を進めてきたが、平成25年度より配置校のある市町内での活動も可能とすることにより、同一市町内の小中学校に対して、本事業の活用の広がりを図っている。SSW配置校および派遣した学校を合わせると、小学校で51%、中学校では52%の学校に対して、SSWがケース会議や校内研修会に参加し、スクールソーシャルワーカー的視点を教職員に広げるよう取り組むことができた。【表2】

・スクールソーシャルワークの視点を重視した児童生徒への支援について、県内の公立および私立学校教職員対象に希望参加型の研修会を年間3回実施した。多くの教職員および教育委員会関係者が参加し、資質の向上を図ることができた。【表3】

（2）今後の課題

- ・本事業の教職員への広がりを図るために、市町内でのSSWの活用やSSWによる教職員への研修会等を実施したところ、一定の成果は見られたものの、今後もさらなる教職員の資質向上および校内組織体制の充実を目指していく必要がある。
- ・SSWの資質向上に向けての研修体制について、今後もSSWと連携し、有意義な研修内容となるよう工夫が必要である。また、SSWの人材確保や人材育成も事業展開していくうえでの大きな課題である。

【表1】平成29年度の配置校における不登校児童の平均在籍率の比較(小学校)

	H28	H29	増減
全県	0.49	0.56	+0.07
H29 SSW配置校	0.39	0.41	+0.02

【表2】スクールソーシャルワーカーが関わった学校数

	H28	H29
小学校(配置校を含む)	110	113
中学校	42	51
県立学校	14	20
合計	166	184

【表3】スクールソーシャルワーク研修会参加者数

	H28	H29
1回目	144	158
2回目	125	118
3回目	109	112
合計	378	388

京都府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援するとともに、児童生徒の状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施する。

（2）配置・採用計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

（3）配置人数・資格・勤務形態

《小学校》 26人 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤講師 週27時間（年間）

2人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等

《中学校・府立学校》 27人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告書等を定め、配置校とスクールソーシャルワーカーに文書や口頭で周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー、市町（組合）教育委員会担当者、校内コーディネーター

（2）研修回数（頻度）

・年4回（5月、7月、10月、3月）の全体連絡協議会
・地域別連絡協議会（一部地域）
・スーパーバイザー巡回相談

（3）研修内容

・効果的な活動が展開されるように交流協議、事例研や講演を行うなど、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。
・市町（組合）教育委員会担当者や校内コーディネーターを含めた研修会を実施している。

（4）特に効果のあった研修内容

・スクールソーシャルワーカーより提出された支援事例を中心とした事例研。
・本府の教育相談の現状と課題への理解についての講演。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

・小学校担当1名、中学校・府立学校担当2名を設置

○活用方法

・配置校への巡回相談を行い、ケースへの対応を行ったり、活動や連携の在り方等についての研修会等を実施したりしている。（個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめ細かい指導や助言が受けられるような体制をとっている。）

（6）課題

・スクールソーシャルワーカーのスキルアップを図るためには、スーパーバイザーの配置校への巡回相談が年1回～2回では少ない。スーパーバイザーの増員を含めた検討が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③不登校）

- 小学校高学年の途中から突然不登校になった中学生。担任の家庭訪問時には本人に会えることが多いが、対人関係についての不安を話す。母親とは幼少時に離婚による生別、父親、きょうだいと同居していたが、きょうだいは就職により現在別居。父親は生活を担えるような就労状態でないため経済的には厳しいが、家を空ける場合もある。近所に祖父母が住み、毎朝食事の準備などに来て本生徒の面倒を見ている。
- 校内で管理職、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、SSWによるケース会議を実施し、小学校時の状況の再確認と現状の共有を行った。その際、家族関係や「人が怖い」、不登校の要因など小学校時の情報からアセスメントをした。
- ケースを包括的にモニタリングしていくために、曜日別に担任、学年主任が家庭訪問を行うなど、家庭訪問による本生徒や父親との接点を増やしていくとともに、管理職、教育相談担当との情報共有を行った。
- SSWが出席した要保護児童対策地域協議会の会議では家庭の生活状況を把握に勤め、校内での情報共有も図った。
- 家庭訪問や担任の迎えにより、一緒に登校できる日もあるほか、本人の中に「勉強したい」という思いも芽生えてきている。
- 今後の家庭環境の変化にも注視し、リスクアセスメントを行っていくほか、本人の自己肯定感や思いを大切にしながら登校支援、学習支援をしていく必要がある。

【事例2】不登校のための活用事例（③不登校 ⑦その他（心身の健康・保健に関する問題））

- 不登校状態かつ、健康状態にも心配があった中学生。たまの登校は放課後の時間帯が多く、担任との会話の際には笑顔もみられるが、本人は「お腹が空かない」との理由で1日一食であったため、家庭訪問の際にも健康状態を確認していた。
- 家庭は両親の離婚により、父親、きょうだい、祖父母との同居であるが、父親は病気を患い入院することもあり、学校との連絡は取りづらい状況であった。
- 教育相談部会を核として、現状での情報共有と共に、親権が父親、母親のどちらにあるのかも含め、父親の病状、経済面などの家庭環境の把握と、継続した本人の健康状態の確認の必要性を確認した。
- 教育相談会議を核とする校内の組織的でスムーズな情報共有と支援方針や内容の決定が行われ、本人・家庭の詳細な状況が的確に把握できた。また、きょうだいのいる小学校とも連携し、家庭状況の変化にも迅速に対応できる体制を整えた。
- 本人の登校状況は依然厳しいものがあるため、安定した登校に向けて組織的な働きかけを続けていく必要がある。

【事例3】性的な被害のための活用事例

- 該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ケース会議を1校あたり年間平均25回開催するなど、スクールソーシャルワーカーと校内職員をはじめ関係機関との連携が進み、専門性を生かした支援が行われた。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置していない学校への派遣体制を確立した。

（2）今後の課題

- ・スーパーバイズを生かしたスクールソーシャルワーカーの資質向上と、校内のコーディネーター機能や協働体制を充実させること。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置していない学校の保護者や児童生徒への支援ができる体制づくりをさらに進めるため、派遣回数を増やすようにする。

大阪府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うために、府内の各市町村や生徒指導上の課題を有する小学校にスクールソーシャルワーカー（以下 S S W）の派遣及び配置をおこなう。

（2）配置・採用計画上の工夫

○各市町村教育委員会の昨年度までの活用状況や活用計画等に基づいて計画的に派遣し、配置型、拠点校型、巡回型、派遣型など、より効果的な設置方法を決定する。

○生徒指導上の課題の大きい府内50小学校にS S Wに加えて、小学校アドバイザー（14校）・スクールカウンセラー（30校）を配置し、校内チーム支援体制を構築する。

○S S Wの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 91人

○所有資格（複数所有あり）

・社会福祉士…59人 ・精神保健福祉士…28人 ・臨床心理士…14人 ・教員免許所持者…19人

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

○これまでの活用事例の実践をまとめ、指針を示した「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し、市町村におけるS S Wの活用促進を図っている。

○年度当初の連絡会において、事業関係者（市町村教委・全S S W）に本指針を説明、各所管小中学校の状況等を踏まえた計画的な活用を求めるとともに、進捗状況を月ごとに把握している。

○年間計画に沿って系統立てた研修や連絡会において、国や社会の動向の情報提供及び事業の方向性について提示する。S S W個人の活動計画について、チーフS S Wと進捗を確認する機会を設け、府や市町村の指針に沿った活動ができているかチェックする。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○S S W、チーフS S W、市町村教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

○・S S W連絡会（兼 研修）年間6回 ・育成支援研修 年間7回 ・小学校S S W研修 年間5回

・グループスーパービジョン 年間9回

（3）研修内容

○講義（不登校・児童虐待防止・要保護児童対策地域協議会（以下 要対協）との連携・いじめ・非行対応・小中連携 等）

○モデル事例検討（アセスメントとプランニング・ケース会議） ○グループワーク（ロールプレイ、協議、情報交流）

（4）特に効果のあった研修内容

○講義や事例検討では、専門性と併せてアセスメント力、プランニング力の向上、スクリーニングの活用促進につながった。

○グループワークでは、配置校での工夫等の交流から、「チーム学校」体制確立に向けての手がかりを得ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有 ・弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を有する者、小・中学校の管理職経験者

○活用方法 ・事業の運用に関する助言や調整、専門性をいかしたグループスーパービジョンでの相談助言や連絡会での講義

（6）課題

○多様化、複雑化する問題行動等に対応できる専門性及びアセスメント力、プランニング力の向上や社会資源の開拓。

○ケース対応のみならず、スクリーニング活用を始めとする校内体制構築に関わるメゾ視点の習得。

○府や市町村の指針及び学校の課題に沿って設定されたS S W個人の目標に対するP D C Aサイクルの確立。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題）、②児童虐待、④不登校）

不登校傾向のある小3男児。知的障がいのある母、次男（5歳）との三人暮らしで、1ヶ月ほど前から欠席や遅刻が目立ち始めた。SSWは、母が体調不良で欠勤が増え、勤務が安定しないことを市役所に相談していることを母から聞く。校内ケース会議とともに要対協での個別ケース検討会議の実施をSSWが依頼した。校内ケース会議では、生活が安定すると登校も安定するとのアセスメントから、地域の「こども食堂」を活用して食事や地域のつながり等の支援、担任と生活指導担当による学習支援、SCによる母への子育ての助言を行うなどの役割分担をプランニングした。要対協での個別ケース検討会議では、SSWの要請により、市の障がい支援担当や生活困窮担当も入り、生活保護受給を母に勧めることや、ヘルパーによる家事支援を決定した。

経済状況の安定、生活環境の改善、学習支援や居場所でのつながりを持つこと等を経て、男児は安定して登校できるようになった。現在は要対協事務局を中心に学校や各関係機関が情報の共有を行いながら、家庭のモニタリングと見守りを継続している。

【事例2】保健に関する問題改善のための活用事例（②児童虐待、③いじめ、④不登校、⑦その他（保健に関する問題））

登校及び学校生活の定着が困難な支援学級入級の小4男児。入学時から身の回りの片付けができず、水筒を持ってこないなど忘れ物が多かった。4年になった頃から、衣服が汚れていたり、風呂に入らなかつたりする日が増え、痒みから体をよく掻くことや、体臭がきつくなることが続き、周りの児童から敬遠される兆しが見え始めた。SSWが入った校内ケース会議では、本児の清潔面への認識が低い要因として家庭環境に課題があることをアセスメントした。男児には、支援学級担任や養護教諭から清潔面について個別指導し、衣服の交換等の支援を実施。担任は学級においていじめ未然防止の取組みを企画した。管理職とSSWは市児童福祉担当課へ相談し、連携ケース会議を提案するとともに、要対協ケースとして生活保護課とも情報共有を行った。

その後、市児童福祉担当課から室内の片付けや整理等の支援が入り生活環境の改善を図るとともに、定期的に家庭訪問し、保護者が整理整頓を継続できるよう支援を実施。男児の清潔面が改善されるにつれ、学級内で安心して過ごす時間が増えてきている。

【事例3】性的な被害のための活用事例

該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 市町村派遣においては、対応ケース件数が1,688件（H28）から1,471件と減少した。また、校内及び連携ケース会議回数は1,346回（H28）から1,074回に減少している。これは、SSWが学校の一員として校内体制に位置付き、日常的な関わりが増えたこと、またスクリーニングや教員研修等により、問題行動等の早期発見、早期対応が進んだことによるものと捉えている。
- 生徒指導上の課題の大きい50小学校へ重点配置したSSWへの相談件数は4,114件（H28）から6,877件と大幅に増加した。相談種別の内訳では、H28は「児童の性格行動相談」の割合が一番高く約24%だったが、H29は「虐待相談」が約19%と一番高くなっている。これは、配置初年度は表出している問題行動等での相談が多かったが、次第にその背景にある虐待等の家庭環境に関わる相談に移っていったものと推測される。

（2）今後の課題

- SSW活用に対する意識に関して市町村によって大きく差異がある。SSWの活用にあたっては、地域の社会資源と連携し、地域に即した支援体制を構築する必要がある。府はSSW事業指針の提示等を担い、府と市町村の役割分担を明確にし、府内全体でSSWを活用する体制を整えていく。
- SSWが学校や地域の実情を踏まえた有効な支援を行うため、府雇用SSWのみならず市町村雇用SSWへの研修参加を今後も継続し、府全体のSSWの資質向上を図っていく。限りあるSSWの配置日を有効活用するためにも、学校体制を確立するとの視点でアプローチできるSSWを増やす必要性を感じている。
- ケースが複雑化・深刻化した後にSSWへ対応依頼が入ることが多い。問題行動や不登校として表出する前や初期段階で対応できるよう、スクリーニングによる早期発見、早期対応を学校体制のなかで位置付くよう支援する必要がある。

兵庫県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童虐待や問題行動等の背景にある、児童生徒を取り巻く環境へ対応し、学校と家庭・地域や福祉関係機関との連携強化

（2）配置・採用計画上の工夫

＜教育事務所配置＞ 学校支援チームの一員とし県内6カ所にある教育事務所に配置

＜市町配置＞ 各市町（指定都市・中核市を除く）の96中学校区に配置

（3）配置人数・資格・勤務形態

＜教育事務所配置＞

① 配置人数：9名 ② 資格：社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者 ③ 勤務形態 週29時間

＜市町配置＞

① 配置人数：延べ96名 ② 資格：県に準じる ③ 勤務形態：週1日7時間45分を基本とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSWに関する指針をまとめた冊子（「SSWの効果的な活用のために」）やSSWの活動内容や対応事例等をまとめたリーフレットを作成し、各校へ配布すると共に県教育委員会のホームページで公開

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

①平成29年度 全県生徒指導担当教員等研修会

生徒指導担当教員、不登校担当教員、児童生徒支援教員（生徒指導）、学校支援チーム（学校関係OB、警察関係OB、SSW）、各教育事務所担当指導主事等

②スクールソーシャルワーカー連絡協議会

教育事務所配置SSW、SV、市町配置SSW及び各教育事務所及び市町担当指導主事等（希望者）

（2）研修回数（頻度） ①平成29年度 全県生徒指導担当教員等研修会（1回）

②スクールソーシャルワーカー連絡協議会（2回）

（3）研修内容 ①平成29年度 全県生徒指導担当教員等研修会

講義：「学校における危機管理」 講師 大阪教育大学教授 瀧野 揚三 氏

②スクールソーシャルワーカー連絡協議会（2回）

資質向上に向けた講義及び事例検討 講師：半羽利美佳（武庫川女子大学准教授）

（4）特に効果のあった研修内容

連絡協議会において事例検討を実施し、効果的な対応方法やSSWとしての姿勢等が共有できたこと

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法 教育事務所配置SSWについては、県配置SVが各SSWに年2回指導・支援

市町配置SSWについては、教育事務所配置のSSWがSVとして指導・支援

（6）課題 平成28年度から「市町SSW配置補助事業」を開始し、中学校校区に96名のSSWが配置されたが、スクールソーシャルワーカーの経験や活動年数に差が見られる。複雑化・多様化する児童生徒や学校の課題にタイムリーに対応できるよう、各関係機関との連携強化を含め個々のスキルのさらなる向上が求められる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（④不登校・⑤暴力行為）

「欠席がちになった生徒が、保護者からの登校促しに対し暴力を振るうようになった。」とSSWの派遣申請があった。学校内での授業態度について、担任教師が指導したことをきっかけに、学校を休むようになった。対応としては、SSWの学校訪問にて学校が把握している現状の課題、学校の困り感を確認した。SSWは派遣依頼の内容を再度確認した上で見立てを学校に伝えた上で、今後の対応についての学校とSSWの役割分担をした。学校は、SSWの提案した「母親が相談できる機関（子育て支援課による相談）」を母親に紹介する役割を担った。成果は、派遣申請のあった学校からは「入学時に行った情報交換の内容をもう

一度整理する必要がある」「当時関わっていた職員から詳しい状況を聞く必要がある」「保護者の精神的ケアについても連携が必要である」等の報告があったことから、SSWとしての働きかけによって、学校に本事業に対する手立てのイメージをもってもらえたことがあげられる。

【事例2】児童の発達障害と母親の養育問題についての活用事例（⑦その他 発達障害等に関する問題）

小学生男児Aは、ADHD、自閉症スペクトラムの疑いがある。SCによる発達相談の面談の中で、母から金銭的な相談もあり、SSWの派遣要請があった。対応として、事前にSSWより金銭的な相談は市福祉課も同席した方が良いことを提案し、同席してもらった。面談では母より、本児の発達障害やそれに伴うトラブル、金銭的な困窮、次男の子育てなど様々な話が語られた。母は小児科でADHDの服薬を希望したが、本児は不整脈のため服薬ができないと言われた。しかし、SCが別の児童精神科の医師に相談したところ、特定の種類のADHD薬は服薬できないが、それ以外は循環器の医師なら必要に応じて処方できるとのこと。そのことを母に話し循環器の受診を勧めた。成果としては、母も含めたケース会議を開催することが決定されたことや、SCとの連携からケース会議を開催することが決定されたこと。課題としては、保護者を含めたケース会議のあり方についてや、複合的な課題があるケース会議への対応についてがあげられる。

【事例3】性的虐待を受けている生徒への活用事例（②児童虐待）

県立高校女子生徒。義父から、夜間に体を触られる等の性的虐待を受けた。本人が養護教諭とキャンパスカウンセラーに相談して問題が発覚。本人が誰にも言わないでほしいと言っているので、高校側は対応に苦慮していた。生徒は母親、義父と別居し、祖父母宅に住んでいる。時々、母親宅へ泊りがけで家事を手伝いに行っている。被害はその際を受けた。母親は経済的に夫（義父）に依存している。対応としては、文科省の資料を用いながら、学校の虐待の通告義務について本人に説明した。通告までに、当該生徒を守る、当該生徒が安心できるという視点をもって支援すること。学校側は当該生徒が語った内容をそのまま記録すること。本人から直接話を聞いている教諭以外は話を聞き出してはいけないこと。本人には「誰にも言わない」とは約束しないこと。学校には他機関と連携して、当該生徒を守る義務があることを当該生徒に伝えること。通告機関を協議するまで保護者には連絡しないこと。通告機関と協議後に連絡方法を定めること等を確認した。成果として、今回の通告で、当該生徒への性的被害を最小限に抑えることができ、また、妹も祖父母宅へ転居し、将来的に起きる可能性の高い妹への虐待防止につながった。課題として、一時保護について、SSWから高校への説明の中で不足があった。性的虐待は即、一時保護のケースが多いが、本事例では加害者が別居しているため、可能性は低いのではと見通しを伝えてしまった。今後、可能性がある場合についてもしっかりと言及し、効果的な支援を行う必要がある。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカー配置数（教育支援体制整備事業関係分）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度（計画）	平成31年度（計画）
教育事務所	9名 （巡回型）	9名 （巡回型）	9名 （巡回型）	9名 （巡回型）
市町	52中学校区 （拠点校型）	96中学校区 （拠点校型）	141中学校区 （拠点校型）	173中学校区 （拠点校型）

○市町のSSW配置が促進され、ささいな事案でも気軽に相談できるようになった。

○教育事務所配置SSWは、市町SSWのSVとして相談できる体制が整い、新人SSWの資質向上や困難な事案への対応が可能となった。

（2）今後の課題

学校だけでは解決が困難なケースについて、よりきめ細かな対応を図るため、本県では平成28年度から市町SSW配置補助事業を実施し市町が配置するSSWに係る経費の一部を補助することとした。平成31年度には、指定都市・中核市を除く全173中学校区に配置を目指す。そのため、各市町での人材確保と個々のSSWの資質の向上が急務となっている。

奈良県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置及び派遣し、教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

前年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果や市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換、また、学校訪問による聞き取りや状況把握等をもとに配置及び派遣を計画する。また、採用については、年度毎に社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者を対象に公募を行い、提出書類及び面接試験により選考を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- スクールソーシャルワーカー 人 数：3名
資 格：社会福祉士（3名）、精神保健福祉士（2名）
勤務形態：4時間×週1日×年間35週
- 生活支援アドバイザー 人 数：6名
資 格：社会福祉士（6名）、精神保健福祉士（2名）
勤務形態：7時間×週3日×年間44週

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については、「実施要綱」により定めている。内容については、①事業の趣旨、②事業の内容、③選考及び任用、④職務及び勤務条件等、⑤その他留意事項、について記載してある。

周知方法については、リーフレット「スクールソーシャルワーカー（生活支援アドバイザー）の活用について」を市町村教育委員会及び県立学校に送付。他にもスクールソーシャルワーカー及び派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教育委員会担当者、スクールソーシャルワーカーを対象とした連絡協議会やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会等や校長会、生徒指導連絡協議会等において周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教育委員会担当者等

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年3回）、研修会（年3回）、スーパービジョン会議（年8回）

（3）研修内容

- 連絡協議会 スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教委委員会担当者を対象に、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明を行うとともに、派遣校の現状等について情報交換等を行うことで、効果的な活用等に係る検討を行った。
- 研修会（講演会） スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教育委員会担当者を対象に、スーパーバイザーが講演を行い効果的な活用等について理解を深めた
- スーパービジョン会議 スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーを対象にスーパーバイザーがスーパービジョンを行い、専門性と実践力の向上を図った。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパービジョン会議・・・事例検討では具体的な支援の仕方や関係機関等の情報提供をいただきスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーの専門性と実践力の向上が図れた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り（1名）

○活用方法 スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーに対する指導及び助言を行うとともに、研修会や連絡協議会等における講師等を務めた。

(6) 課題

連絡協議会において派遣校担当者の参加が少ないので、スクールソーシャルワーカーの役割や効果的な活用方法等が浸透しにくい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童のための活用事例（④不登校）

ゲーム依存で昼夜逆転気味で不登校。きょうだいが多く「ネグレクト傾向」と学校より相談を受け、校内ケース会議を行い、スクールソーシャルワーカーによる保護者面談を実施した。父は病気の後遺症で定期的に通院が必要で、母は家事育児のほか、父の通院の付き添い、家業の手伝い等で多忙であることがわかった。要保護児童対策地域協議会でケース会議を行い、健康福祉課の保健師による家庭訪問で介護保険申請の説明、主任児童委員による家事支援、末子の保育園で生活習慣の獲得状況の確認、小学校で本児の校内支援体制の構築を行い、不登校が改善した。（小学生男子）

【事例2】暴力行為等の問題行動のある児童のための活用事例（⑤暴力行為）

日常的に暴力行為や暴言行為があり、授業中断が常態化している。児童・保護者と担任の関係が悪化し、担任も疲弊しきつていくとの相談を受け、スクールソーシャルワーカーが保護者と担任、前年度担任より話を聞き、情報を整理した結果、発達と愛着形成に課題がある側面も明らかになった。これまでも学校は保護者に相談機関を紹介してきたが、予約が取れないとの理由で相談に至らなかった経緯を踏まえ、スクールソーシャルワーカーが複数の相談機関の特徴や予約方法、予約状況、相談の流れ等の情報を収集・提供し、相談機関につながった。相談員から学校での支援方法についても助言を受けたことで、担任がゆとりをもって本児と接することができるようになり、本児も穏やかに過ごすことができるようになった。（小学生男子）

【事例3】性的虐待を受けた生徒のための活用事例（性的虐待）

女子生徒から「父から性的虐待を受けている」と担任に訴えがあった。学校がスクールソーシャルワーカーに相談し、緊急ケース会議を実施した。学校での見守りの継続ということになったが、学校のみでの見守りが困難である旨をこども家庭相談センター、要保護児童対策地域協議会へ連絡し、こども家庭相談センターの一時保護から任意委託入所へとつなげた。（中学生女子）

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・前年度より支援対象となった児童生徒の数が増えた。

参考 平成29年度支援の対象となった児童生徒数〔（ ）内は平成28年度〕

小学校 599名（118名）、中学校 188名（63名）、高等学校 75名（133名）

特別支援学校 16名（30名） 合計 878名（344名）

(2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割及び効果についての一層の周知・理解を図る。
- ・適時適切に効率よく支援ができるように各市町村教育委員会、県立学校との連携を強化する。
- ・配置の更なる拡充を図り、巡回方式ではなく、拠点校方式の派遣を増やしていく。

和歌山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の問題解決を図るため、学校と関係機関等との連携を一層強化するコーディネーター的な役割を担い、児童生徒の置かれた環境に働きかける人材を、市町村教育委員会や県立学校に配置する。

（2）配置・採用計画上の工夫

○県教育委員会が採用し、各市町村教育委員会及び県立学校に配置する。

○市町村教育委員会及び県立学校は、派遣を受けようとするときは、活用計画書を提出する。県教育委員会は、活用計画書及び地域等の状況に応じて、配置日数等を決定する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○25市町村（中核市である和歌山市を除く。）6県立高等学校にのべ34人を配置

○実人数27人（社会福祉士16人、精神保健福祉士7人、教員免許状所有者14人）

○勤務については、1市町村・校あたり10～80日程度（1日5～6時間程度）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

○4月の連絡協議会において、県教育委員会が作成した「不登校問題対応の手引き」を配布し、その内容を徹底するとともに、活動の基本理念、課題解決に向けたプロセス、ケース会議の意義やもち方を示す。

○SVから、スクールソーシャルワーカーの活動形態等を含めて示す。また、「不登校問題対応の手引き」を全教員やスクールカウンセラーに配布し、研修会等を通じて、課題解決に向けたプロセス、ケース会議の意義やもち方を周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー等、市町村担当指導主事、県立学校管理職・コーディネーター等

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（2回）、全体研修会（1回）、ブロック研修（4ブロック×2回）、チーフ研修会（4回）

（3）研修内容

活動の基礎基本、アセスメントについて、ソーシャルワークの倫理・価値、事例検討、振り返りと次年度への引継ぎ、学校体制の構築

（4）特に効果のあった研修内容

アセスメントの重要性について繰り返し周知・徹底したこと

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 2名配置

○活用方法

・研修会の企画・立案等に関わるとともに、スクールソーシャルワーカー等に対する指導助言

・研修会及び連絡協議会において、各市町村教育委員会指導主事及び配置校管理職等に対して指導・助言

（6）課題

○研修開催場所や時期、勤務とのバランス

○スクールソーシャルワーカー等を活用する側の学校体制の構築に係る研修会の対象者の拡大

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】問題行動対応のための活用事例（②児童虐待③いじめ④不登校⑦その他（発達障害等に関する問題））

○小学生男子のケースで、2年生時から、教員や友人に対し暴力行為を起こしたり、奇声を発したり、離席や教室を飛び出したりするなどの問題行動が増え、学校での対応が困難な状態となった。同時期に、特別支援の対象として対応することを検討し、医療機関で発達検査を行った結果「ADHD」と診断され、服薬治療が開始されたが、本児と保護者が拒否して継続できていない。父親のDVが原因で両親が離婚し、母の実家で祖母の支援を受けながら生活を始めたが、母と祖母との関係が悪化して祖母から支援が受けられなくなり、母親の精神的負担感が激増した。

○毎月、校長、教頭、養護教諭、担任、特別支援担当教員、スクールカウンセラー、指導主事、スクールソーシャルワーカーが出席し、ケース会議を開催した。必要に応じて、保健師や精神保健福祉士、小児科医、要対協事務局等も出席し、情報分析や状況確認を進め、子供や保護者のニーズを明確化したり、教員と保護者の関係を改善していったりした。また、本児への関わりを学校全員で共有する仕組みづくりや有効な対応策を検討した。スクールカウンセラーは、母親との面談を、スクールソーシャルワーカーは、教員への支援を行うなどの取組を行っている。

○現在、本児の問題行動はおさまり、通常学級で他の児童と勉強している。母親は、仕事と養育と自分の楽しみを上手くコントロールし生活している。

【事例2】スクールカウンセラーと連携した不登校対策に向けた現職教育における活用事例（④不登校）

○本県の不登校に係る状況を踏まえて、コーディネーターがアセスメントやケース会議をすることの意義等について示し、スクールカウンセラーから、初動（欠席3日までの動き）の大切さや、情報収集と情報収集の大切さ、校内ケース会議の意義とともに、校内での不登校の対応システムについての説明を行った。スクールソーシャルワーカーは、自身の活用を促すために職務の説明をまず行った。具体的事例の中で、自身に課せられた動き（必要な情報を収集し、アセスメントシートを作成）、ケース会議の具体的な流れ（アセスメントをもとにしたプランニング）、必要に応じて校内だけでなく他機関も含めたケース会議となる場合の動き方（日程調整やケース会議に向けたシートの準備等）や要保護児童対策地域協議会のことについて説明した。

○校内において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用についての理解が深まった。また、組織的に、スピード感をもって取り組むことの重要性について確認できる機会となった。

【事例3】については、取り扱っているケースが少なく、特定される可能性があるため、今回記載していない。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの活動状況についての周知が進み、継続的に関わるケースが増加している。一方、貧困の問題に係る件数が増加するなど、深刻なケースに対応するため、問題の解決に向かわせることが困難である。

参考 支援対象児童生徒数 平成29年度（平成28年度）1047人（936人）

うち継続者数764人（447人）

継続支援対象児童生徒の抱える問題件数 平成29年度（平成28年度）1423件（1194件）

（2）今後の課題

スクールソーシャルワーカー等の配置が進む中、各学校のシステムの中にスクールソーシャルワーカー等をどのように位置づけて活用していくのか。また、専門的な資格を有する人材の確保、専門性の向上に基づく人材育成、雇用条件の改善、環境の整備

鳥取県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・課題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた関係機関との連携推進。
- ・校内ケース会議開催の支援や校内の教育相談体制構築の支援。
- ・社会福祉分野における専門的な視点で、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施。
- ・学校におけるすべての児童生徒を対象にした支援体制の強化。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・いじめ・不登校総合対策センター（市町村教育委員会担当）、高等学校課、特別支援教育課、教育・学術振興課（知事部局、私学担当）とS Wが連動し、県として戦略を立てる包括したシステムの構築。
- ・S S Wの人材確保及び育成を目的とした県教育委員会主催のS S W育成研修（6講座）の実施。
- ・事業実施している市町村に県から補助金を交付。各自治体の実情に合わせて週時間数及び年間時間数を設定。
- ・県立高等学校においては、東部地区2校・中部地区1校・西部地区2校に拠点校方式でS S Wを配置。（県内私立高等学校にも対応している。）
- ・県立特別支援学校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でS S Wを配置。（ただし、H29は東部地区の学校に適切な者が見つからず、未配置であった。）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県立学校及び市町村教育委員会ごとに配置人数、勤務形態が異なる。（県7人、18市町村29人配置（県との重複あり））
- ・資格（重複あり）①社会福祉士18人 ②精神保健福祉士7人 ③その他社会福祉に関する資格7人
④教員免許22人 ⑤心理に関する資格10人
⑥その他S S Wの職務に関する技能の資格2人 ⑦資格を有していない2人

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・H29年度に「教育相談体制充実のための手引き」という名称で作成し始め、H30年7月に完成した。県内の学校に通知するとともに、連絡協議会や研修会等で周知していく。
- ＊「教育相談体制充実のための手引き」の主なポイント
 - ・不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた体制づくり
 - ・S C及びS S W等の専門家や関係機関と連携した組織的対応

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ＜県教育委員会主催＞
- ・関係市町村教育委員会S S W活用事業担当者
 - ・S S W
 - ・参加を希望する市町村教育委員会関係者
 - ・県立学校S S W担当教員及び管理職

（2）研修回数（頻度）

- ＜県教育委員会主催＞ 2回 ＊市町村教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

（3）研修内容

＜県教育委員会主催＞

- ・講義「S S W活用事業の効果的な運営について
～学校の組織的な教育相談体制づくりに向けたS S W活用戦略について～」
- 「S S W活用事業の効果的な運営について
～アセスメントを踏まえた組織的な教育相談体制づくりに向けたS S W活用戦略について～」
- ・グループ協議「担当地域、学校での活動の様子及び戦略について」「戦略実行に向けたよりよい体制づくりについて」
＊アセスメントやプランニング方法に関する研修、教育と福祉との連携方法に関する研修等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・大阪府立大学 山野則子教授を講師に招き、教育委員会の担当者が戦略を持ってS S Wを活用するための示唆を受けた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置：有

- 活用方法：①県のS S W活用指針策定に向けての助言、②校長会や管理職研修におけるスクールソーシャルワークについての研修講師、③事業実施自治体担当者への活用戦略についての助言、④新任S S Wへの基礎的理論研修及び助言、⑤連絡協議会（年2回）、育成研修（年3回）での研修講師、⑥事業実施自治体への巡回によるスクールソーシャルワーク活動全般への助言や支援、⑦対応困難な事例についての相談や適切な助言

（6）課題

- ・今後さらに事例の背景が多様化・複雑化することが考えられ、S S Wへの要請が増えることが予想されるため、S S Wの資質向上及び人材確保が求められる。
- ・学校組織において教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制のさらなる充実が求められる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】教育相談体制充実のための活用事例（①貧困対策、③不登校、児童虐待）

- ・2名のSSWが、SCの勤務日に合わせて、各小中学校に計画的に巡回する。また、SSWとSC、教職員との連携がより密接になるように、一部学校配置型の勤務体制とする。
- ・SSWは、校内のケース会議や要保護児童対策地域協議会の会議において、個別の児童生徒の状況や抱えている課題の把握・確認、支援方法の確立や役割分担の決定について助言を行う。
- ・毎月定例でSSW会議を開催し、3名のSSWと教育委員会担当者が、相互に情報を共有した上で関係機関との効果的な連携のあり方や支援方法について協議し、課題の早期解消に向けて、校内ケース会議を支援したり、校内のチーム支援体制構築を支援したりする。SSW3名の内1名は、スーパーバイザー的役割を担う。
- ・毎月第2火曜日に、教育支援センター定例会を設定し、対象児童生徒の状況確認や支援方策の検討等をSSWと教育委員会担当者が行う。

【事例2】性的な被害についての活用事例

○養育環境に心配がある生徒を数年にわたり観察し、性的な被害を発見・保護できた事例
(キーワード) 校内体制づくり アセスメントシートの活用、関係機関との定期的情報共有
教職員とSSWによる生徒のエンパワメント・自己決定への支援

<生徒の養育環境>

- ・母、母の同居男性、兄弟
- ・入浴ができず、体臭が強い。汚れた衣服を着てくる。家庭の問題なのか本人の課題なのか特定できない。
- ・経済的にも厳しい。
- ・要対協も関与し、兄弟関係でも情報を収集するが、虐待の実態がなかなか把握できなかった家庭。

<生徒の状況>

- ・家庭内でトラブルがあると多くの教職員（SSW含む）に家を出たいと相談してくるが、問題が解決すると問題はないと言ったり、話をすることを避けたりするようになる。
- ・事実か事実ではないかわからない話が多く、生徒の話からも実態が見えにくい。
- ・家を出たい気持ちはあるが、SSWから利用可能な支援の情報を聞いてもなかなか決断できない。

<校内体制>

- ・担任を中心とし、SSW・教育相談担当教諭が協力し情報を一元化。アセスメントシートには担任に限らず気づきがあったすべての教職員が記入していくような体制をとった。
- ・SSWは、生徒が活用可能な資源や関係機関の情報を学校に提供した。
- ・提供された情報をもとに、校内で関係機関との連携方法を検討し、必要な時に関係機関に繋ぐことへの共通理解を時間をかけて行った。
- ・配置型SSWは校内にいる時間が多いことを利点とし、生徒との接触の機会を増やし、生徒への情報提供を継続。関係機関への繋ぎは学校としての決定を経てSSWが行うことなど、校内会議で役割分担を行った。

<性的な被害の発見・保護>

- ・冬休み明け、朝から落ち着かない様子で何度も職員室の前に現れていたのがSSWが声をかけたところ、「冬休み中に、同居男性から下着を脱ぐことを強要され性器を触られた。」と話してきた。家を離れたほうがよい状況が確認できたので、家を出ることを勧めたところ、以前よりSSWが周知してきた専門の関係機関へ生徒自ら出向き、相談し、自立援助ホームへの入所を決めた。

<SSW活用の効果>

- ・「課題を抱える生徒の悩みや不安の背景に目を向け、アセスメントし具体的に支援検討し手分けをして実践する」というソーシャルワークの考え方・手法を教職員とSSWが共有できたことが重要であった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW、市町村教育委員会担当者、学校関係者がともに研修を深めることにより、課題解決に向けてのケース会議等、具体的な動きについて共通理解が図れるとともに、関係機関とのスムーズな連携が可能な体制が年々充実してきている。配置市町村教育委員会独自の研修、県教育委員会主催のSSW育成研修も実施し、人材確保・人材育成の成果が期待できる。

(参考) A町教育委員会からの報告より

- ・支援対象となった児童生徒数：小学校160人（うち継続者数109人）中学校45人（うち継続者数44人）
- ・不登校関連：48件（解決29件 好転9件 支援中10件）
- ・児童虐待関連：78件（解決39件 好転21件 支援中7件）
- ・教職員とのケース会議（開催回数45回 ケース件数81件）

*スクールソーシャルワークについて教職員の共通理解が進み、学校体制での取組が定着してきた。

(2) 今後の課題

- ・各学校における教育相談体制充実に向けて、学校組織や体制の見直し、スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携をさらに充実するため、県として「教育相談体制充実の手引き」を作成し、各学校に周知する。
- ・SSWのスキルアップを図るため、研修機会や情報交換の場をさらに設定する必要がある。

島根県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の課題が複雑に絡み合っているものと考えられる。このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

・市町村立学校（小・中学校）

市町村の実態に応じて予算配分し、委託により市町村で配置している。離島、中山間地域では複数の町村を兼務している者もいる。多くの市町村が派遣型、巡回型による配置である。

・県立学校（高等学校、特別支援学校）

定時制高校2校に単独校配置している。その他の県立学校については、学校の要請に応じて派遣できるよう県スクールソーシャルワーカーに委嘱しており、市町村と兼務の者もいる。さらに県社会福祉士会に協力を依頼し、会に所属している社会福祉士を県スクールソーシャルワーカーに委嘱している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・市町村：32名（19市町村）

勤務形態…市町村によって異なる

・県：20名（県単独7名、市町村兼務13名）

勤務形態…要請に応じて派遣

〈資格：①社会福祉士9名、②精神保健福祉士7名、③その他社会福祉に関する資格6名、④教員免許17名、⑤心理に関する資格12名、⑥その他SSWの職務に関する技能の資格4名、⑦資格を有していない6名〉

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

・策定と周知方法：「スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン」を策定し、委託先市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー、社会福祉士会等の関係団体に配付、また島根県ホームページに掲載しており、連絡協議会等で説明し周知を図っている。

・主な内容：①事業の趣旨 ②SSWの職務内容 ③SSWの効果的な活用のために

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・県内のスクールソーシャルワーカー
- ・市町教育委員会の事業担当者
- ・県立学校配置校の事業担当者

（2）研修回数（頻度）

- ・研修会（年2回）
- ・個別のケースに対するスーパーバイズ（必要に応じて）

（3）研修内容

- ・大学教授による講義・演習
- ・県外スーパーバイザーによる講義・演習

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケース会議の開催についての演習
- ・スクールソーシャルワーカー活動評価プログラムの講義・演習

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

〈SVの設置〉

- ・県教育委員会に2名（東部地区1名、西部地区1名）…社会福祉士1名 臨床心理士1名

〈活用方法〉

- ・県内のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。また、市町村主催の研修会において、スクールソーシャルワークについての講義、事例検討での具体的な助言等を行った。
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できるよう学校組織体制について、適宜・指導助言を行う。

（6）課題

市町村立学校については市町村委託により事業展開しており、市町村によっては独自で研修会等を開催してスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めているところもある。県としても今後も研修会や連絡協議会を定期的で開催し、スクールソーシャルワーカーの資質向上と効果的な活用に向けての共通理解を図っていく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（①家庭環境の問題、②児童虐待、④不登校）

両親が商店を営んでおり、3人の子ども（園児、小学生、中学生）の生活環境の改善について、スクールソーシャルワーカーを活用した。保育園、小学校、中学校関係者をはじめ、児童相談所、民生児童委員を含めたケース会議を開催し対応を検討した。子どもたちの課題の多くは、両親の商店の経営による養育不足に起因していることがあらためて浮き彫りになった。そこで保護者に対しては面談を繰り返し、状況の改善を通して子どもたちとの関わりを多くするように働きかけた。保護者にも改善の意思はあるものの、具体的な対策は取られていないのが現状である。子どもたちは、遅刻の回数は多いものの登校しているので、今後とも学校や他機関との連携のもと状況の改善を促していくことにしている。

【事例2】不登校対応のための活用事例（④不登校、⑤暴力行為）

家庭に引きこもり、認知症の祖母に暴力等を行っていた児童の支援を行った。

学校が連携をとりにくい家庭だったので、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を続けて、精神的に不安定な母と関わりを深めながら次第に母の信頼を得て、ひきこもっていた本児とも交流ができるようになった。また、保健師や高齢者福祉サービスと連携し、祖母の安全を確保するために施設入所につなげた。

その後、児童は不登校が続いているので、学校の担任や養護教諭とスクールソーシャルワーカーが連携して家庭訪問を続け、本児の気持ちをほぐしている。母親には、ヘルパーの派遣を予定している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 児童生徒が抱える諸課題の要因・背景は複雑化、多様化しており、福祉的な視点からの専門的な支援の必要性は高まっている。平成29年度は、前年度に続き県内全19市町村においてスクールソーシャルワーカー活用事業を実施し、支援の対象となった児童生徒数は前年度より増加している。

（支援の対象となった児童生徒数：平成28年度：730人 平成29年度：845人）

- 平成29年度の支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況を見ると、支援の対象となる問題は多岐にわたっている。中でも児童虐待、貧困の問題、その他の家庭環境の問題を合わせると340件に上る。これらの支援状況は93件（約27%）が解決または好転に至っている。また不登校（328件）についても86件（約26%）が解決または好転に至っており、いずれもスクールソーシャルワーカーの支援による成果が見られた。
- 地域によっては学校へスクールソーシャルワーカーの周知が進み、保護者の要望などからPTAを対象としたスクールソーシャルワーカーについての研修会を行う機会が増えているところもある。様々な形でスクールソーシャルワーカーの周知を図ることで、支援につなげることができた。

（2）今後の課題

- 児童生徒への直接的な支援だけでなく、関係諸機関との連携や福祉的な視点による支援など、環境に働きかけるというスクールソーシャルワーカーの特性を生かした活用について、学校に周知を図っていく必要がある。
- 本県は東西に長く離島があるということからも、市町村により地域性が異なる面が多く、スクールソーシャルワーカーの配置や勤務形態に差が見られる。また、スクールソーシャルワーカーの勤務経験年数や経歴、保有する資格等も異なる。事業担当者の認識を高め共通理解を図ったり、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図ったりするためにも、情報交換や研修の機会を今後も計画的に設けていく必要がある。
- スクールソーシャルワーカー活用のニーズが高まっている中、専門的な資格や経験を有する人材の確保が課題である。

岡山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内各市町村を4グループ（各グループを複数ブロックで構成）に分け、各ブロックを複数のスクールソーシャルワーカーが担当。要請のあった学校へ派遣し、市町村教育委員会や地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援。県立特別支援学校を対象に、別枠で5名配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

スクールソーシャルワーカーとして38名採用。スクールソーシャルワーカーに準ずる者として15名採用。保有資格は、社会福祉士28名、精神保健福祉士23名。教員免許19名、その他福祉系の資格15名。県教育委員会の非常勤職員として、5時間×週1～5日×42週の計が年間の勤務時間。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

事業概要、実施要綱、設置要綱を、学校、市町村教育委員会等に配付。県や各市町村単位等での教員研修会や会議での事業紹介。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及び準ずる者全員対象。

（2）研修回数（頻度）

新規採用者対象研修が、年度当初15時間。全員対象の研修が年3回。スーパービジョンは、8名のグループリーダー・サブリーダー対象で年12回及び、各グループメンバー対象で12回。

（3）研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制、関係機関等との連携についての講話、演習等。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをコーディネーターとし、スクールカウンセラーのスーパーバイザー、児相職員、市町村の福祉専門職員による模擬事例検討後、スクールソーシャルワーカー等での事例検討を続けて実施し、講師陣から助言を受けるといった流れの研修。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 岡山県立大学と川崎医療福祉大学の教員をスーパーバイザーとして委嘱。

O活用方法 定期的なスーパービジョン及び、研修会、会議での助言等。

（6）課題

重篤な状況になってから介入する（学校からの依頼が入る）ことが多く、解決・改善に至るまでに長期間を要したり、解決・改善しないまま介入を終了せざるを得なかったりするケースが散見。また、採用時期や過去の経験等の違いから、スクールソーシャルワーカー間の認識やスキルの差がみられ、学校での混乱につながることもある。県教育委員会の方針や学校文化の理解を進め、効果的な連携や協働となるよう、より一層の研修の充実が必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】長期完全不登校生徒の登校支援にむけた連携のための活用事例（②児童虐待、④不登校）

中学生の完全不登校ケース。小学1年から不登校傾向。きょうだいは多いが、高卒の者はおらず、ネグレクトで市の支援が入っている。母親は今年度内に出産予定であるが、父親の姿はなく、福祉サービスを活用しないと生活自体が困難。本人・母親ともに、学校に行った方がいいと考えるようにはなっているが、学校は距離的にも心理的にも遠い。以前教育支援センターに行ったこともあるが馴染めそうになく、それ以来希望しない。そこで、SSWの介入となり、本人・保護者のできそうなことを一緒に考え、学校・教育支援センター以外の場所に行って、誰かと勉強することを中期目標とした。まず、移動手段としてのバス移動の練習や、目的地（公共施設）での活動（当初は話をしたり、ゲームをしたり）も段階的に学習につなげ、養護教諭とSSWで対応するようにした。通学先ではない場所へのバス利用の問題など、福祉・経済面の問題は、SSWがコーディネーターとなって市行政や市教委、学校、家庭等と連携しながら、対応した。年度末頃には、本人の主体的な言動も増え、次年度からは、学校主体での関わりとし、教育支援センターへ通うことを次の目標にすることができた。活動範囲が広がることにより、学力やコミュニケーション面等で支援の必要な場面も増えるが、関係機関等と打ち合わせをし、SSWは後方支援に回り、教員の関わりを増やす方向で、次年度の支援方針を確認して、年度を終えた。

【事例2】不登校生徒の再登校にむけた環境調整のための活用事例（④不登校、⑦発達障害等）

授業中の指導や課題未提出状態からの回避行動により登校しなくなった高校1年について、SSWへの支援依頼が入った。きまじめで、完璧主義的な面があり、できない状態に耐えられない等の訴えもあった。SSWが教員から当該校の学習に関するルール等を確認し、本人の訴えも踏まえ、再登校の際には、若干寛容な対応となるよう環境調整をした。また、SSWがケース会議に発達障害支援センター職員の出席をコーディネートし、本人支援について関係教職員等で共通理解を図るようにした。その結果、SSW等のサポートを受けながら再登校を始められた。その後も、不安が残る授業場面について事前にシュミレーションしてみるなど、SSW、SC、教員、関係機関、家庭と情報共有等しながら本人支援を継続し、年明けからはほぼ完全復帰できた。

【事例3】「性的な被害」については該当事例なし。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年の支援ケースは655件で、前年より82件増加（毎年、依頼は増加）。学校から信頼感を得ると、多ケースの依頼が入り、それもケース増要因の一つとなっている（平成29年度は、13校が5ケース以上申請。H28年度は6校）。一方、困難ケースが多く、1ケースに要する時間が増加すると共に、ケースが当初目標を達成した場合でも、経過観察や後方支援のため、年間を通じて継続的な支援を求められるケースが多く、実際のケース数以上に、支援成果は高いと考えている。また、研修、会議、SV、採用、日常の事務連絡手段等の改善、整理により、事業方針等の周知や情報共有が図りやすくなり、今後の更なる改善につながると見込んでいる。

（2）今後の課題

学校からの派遣依頼により対応が始まるので、早期発見・早期対応がしにくい。重篤な状態からの介入が多く、解決・改善に至るまでに長期間を要するケースや、解決・改善しないまま介入が終了するケースが散見。依頼ケースの状況やSSWの専門性や執行時間状況等からケースを割り振るので、業務量が予測しにくい上に、学校や地域のアセスメント面では非効率で、ケースワークに偏りがち。これらを解消するよう、配置の工夫が必要。また、改善傾向ではあるが、採用時期や過去の経験等の違いから、まだ、SSW間の認識やスキルの差がみられ、県教育委員会の方針の理解も含め、より一層の研修の充実が必要。

広島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

広島県では、「平成29年度スクールソーシャルワーカー活用事業」において26名を配置したが、その内16名を「スクールソーシャルワーカー（以下SSW）」として、10名を「家庭教育支援アドバイザー（以下家庭教育支援AD）」として配置した。

SSWは、経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

家庭教育支援ADは、学力向上総合対策事業の一環として、平成24年度から配置しており、学力に課題のある児童生徒の学習環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

（参考掲載）平成24～26年度 学力向上総合対策事業、平成27・28年度 学力向上チャレンジ事業

平成29・30年度 学力向上推進地域事業

（2）配置・採用計画上の工夫

SSWは、市町の派遣申請を受けて、県内14市町の14中学校区及び県立高等学校2校に配置した。各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該校区内の各小学校にも勤務する。

家庭教育支援ADは、学力向上推進地域事業を実施する県内7市の10中学校区に配置した。中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。

人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会と連携し、会員への周知を依頼した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置は、中学校区または高等学校に各1名とし、SSWは14中学校区・県立高等学校2校に計16名を、家庭教育支援ADは10中学校区に10名をそれぞれ配置した。

配置されているSSW及び家庭教育支援ADが有する資格の内訳は、社会福祉士11名、精神保健福祉士4名、その他社会福祉に関する資格4名、教員免許16名、心理に関する資格8名となっており、いずれの資格も有しない者はいない。

※活動記録参照

SSW等の勤務時間及び勤務日は、原則として、年間690時間（年間30週、週当たり28時間を上限）を上限として派遣を受けた市町教育委員会又は県立学校長が定めている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSW及び家庭教育支援ADの設置要綱をそれぞれ作成し、4月に開催の家庭教育支援AD及びSSW配置地区等連絡協議会等において、SSW等に対し、事業の趣旨、職務内容等を周知している。

また、広島県の学力向上推進地域事業実施要領の中に、事業の一環として家庭教育支援ADの項を設けており、この実施要領を広島県教育委員会ホームページに掲載している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県教育委員会が配置し市町教育委員会に派遣するSSW及び家庭教育支援AD

SSW拠点校及び家庭教育支援AD拠点校の校長又は教頭

県教育委員会から家庭教育支援AD及びSSWの派遣を受けている市町の教育委員会担当者及び関係教育事務所指導主事等
市町教育委員会が配置しているSSW等並びに当該市町教育委員会担当者で参加を希望する者

（2）研修回数（頻度） 年4回

（3）研修内容

取組の成果、課題及び事例について情報交換・協議等

（4）特に効果のあった研修内容

SSW及び家庭教育支援ADが支援を行っているケースについての事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置無し

（6）課題

児童生徒の生活環境や学習環境の改善に向けた取組について、さらに研修を深める必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策及び不登校傾向の児童の支援のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

（状況）当該児童（小1）は母親、姉（小6 児童養護施設入所）の一人親家庭で、生活保護受給している。母親は発達障害が疑われ、精神保健福祉手帳や療育手帳の手続きを行ったが、手帳取得に至らなかった。当該児童は母親と夜遅くまでゲームをし、朝起きることができなくなり、そのまま欠席してしまうことが続いていた。母親は虐待のため、娘（姉）を児童養護施設に入所させていることを反省し、当該児童だけは虐待しないようにしようと関係機関との連携を拒否せず、素直に支援を受け止めてくれる状況である。

（取組）学校でケース会議を行い、学校だけで抱え込むのではなく、関係機関との連携を大切にしながら取り組んでいくことを教職員間で共通認識する。子育て支援課、児童家庭支援センター等、関係機関と学校そして母親自身も参加したケース会議を行い、支援の方向性と母親自身が今後主体的に頑張ることを確認し合った。

（成果）母親は、自身の自立を目ざして就労の支援を積極的に受けた。小学校の生徒指導主事とSSWとの連携で、当該児童への登校刺激を少しずつ行い、欠席が徐々に減ってきた。

【事例2】 貧困対策及び不登校傾向の児童の支援のための活用事例（①貧困対策、⑥非行・不良行為）

（状況）当該児童（小2）は母親と2人暮らしであり、実父の異なる兄は独立し別居している。母親は、精神保健福祉手帳（統合失調症）を取得して福祉的就労（ヘルパー）をしている。障害年金とヘルパーの仕事で収入を得ているが、金額的には少ない。母親は、家賃や光熱費等の生活費を適切に管理できないので、家賃や諸経費の滞納により、電気・携帯電話等の利用ができなくなることがよくある。兄が独立した後は、当該児童が自分で食事（母が用意しない場合）や洗濯（自分の制服だけ）をしている。食べ物が無いときは何も食わずに我慢している時もある。学校では、他の児童とのトラブルが多く、授業中の立ち歩きや、課題をやり切れない、クラスから飛び出す等の状況があった。

（取組）SSWによる本人との週1回の面談、病欠時の家庭訪問、授業参観、担任との密な情報共有、市のネウボラ推進課との連携等を行った。

（成果）本人との面談を継続したことでSSWとの良好な信頼関係が構築でき、その結果、家庭での様子の把握、本人の精神面でのケアをすることができた。また、学校の要望により、クラスに支援員が配置されたこともあり、本人は2学期途中からクラス内で落ち着いた行動をとるようになった。

【事例3】 「性的な被害」についての活用事例は把握していない。

【4】 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校340人、中学校329人、高等学校61人である。

活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった件数の割合は次のとおりである。

	いじめ、暴力行為、 非行等の問題行動	友人・教職員等との 関係の問題	児童虐待	貧困の問題
平成28年度	45.1%	55.1%	46.7%	30.0%
平成29年度	52.2%	61.9%	56.3%	50.0%

・SSW及び家庭教育支援ADによる面談により、保護者の子育てに関する不安や悩みが軽減されたことで、家庭での安定がはかられ、児童生徒の落ち着いた学校生活に繋がった。

・発達検査や医療機関へのつなぎのために、SSWが学校と保護者、保護者と関係機関、関係機関と学校の間に入ることで、それぞれの意思疎通が図れ、円滑につなぐことができた。

（2）今後の課題

課題解決にむけた保護者の協力が得にくいケースも依然としてあるため、保護者面談を円滑にすすめるためのアプローチの工夫や、保護者への周知の工夫等、さらなる組織的な教育相談体制の構築を図るよう配置校に対して、指導助言する必要がある。

山口県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉に関する専門的な知見を有し、関係機関との連携・調整を行うSSWを県及び市町教委へ配置することにより、ケースに応じたきめ細かな生徒指導体制を構築し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

また、困難事案等に適切に対応できるよう、県配置のSSWを県エリア・スーパーバイザー（エリアSV）として位置づけ、市町SSWを支援し、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 中核都市を除く県内全18市町にSSWを配置
- ・ やまぐち総合教育支援センターに、エリアSVを配置（県立学校対象）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 市町SSW（延べ69名・実人数36名）
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、介護福祉士、保育士、教員免許
非常勤職員で主に有事の際の派遣型
- ・ 県SSW（エリアSV）（3名）
社会福祉士、臨床心理士
非常勤職員：4時間×5日

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ SSWの役割、支援の重要性、SCとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「SSW活用マニュアル」「SSW実践事例集」を市町教委及び各学校に配布し、周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

山口県においてSSWとして活動している者、県・市町教育委員会のSSW活用事業担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ① 県教委が主催し、上記対象者を一堂に集めて、年1回（7月）実施。
- ② 県及び全19市町でマニュアル研修（SSWの資質向上研修）を実施。※県及び全市町で各年1回
- ③ 県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会と連携し、年2回実施。（新規SSW研修1回、SSW研修1回）

（3）研修内容 <県主催の研修会>

- ・ スーパーバイザーによる講義及び事例発表
- ・ 困難事例等における学校等と児童相談所とのかかわり
- ・ SC、民生委員・児童委員、人権擁護委員、弁護士等と連携した支援についてのグループ演習

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 外部専門家の連携した支援についてのグループ演習

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・有

○活用方法・・・市町SSWだけでは解決困難な事案に対し、必要に応じスーパーバイズを行う。

（6）課題

- ・ 個々のSSWの資質向上。特に面接・支援技法についてのスキルに個々の差が大きく、課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）のための活用事例

母子家庭で、本人は小学生男児。遅刻が年に100回以上あり、学校から不登校で相談があったが、SSWが介入すると家庭は貧困であることがわかった。収入は、母親の月数万円のパート収入と子どもに関する手当のみであった。SSWによる環境整備及び支援により、家庭環境が改善して遅刻や欠席は以前の1～2割まで減少した。自宅での環境整備後は、母親への就労支援を行い、生活困窮者自立支援事業の就労準備支援を活用し、福祉に関する資格を取得することができ、就労に繋がった。

【事例2】②児童虐待（未然防止、早期対応、関係機関との連携等）のための活用事例

母子家庭で、本人は小学生女兒。身体的・心理的虐待の疑いがあった。母親自身にも虐待を受けた成育歴があり、適切に養育することが困難な状況であった。SSW訪問の際、本人が母親から逃げるような行動をとったり、非常に攻撃的になっていたため、SSWが虐待通告を行い、一時保護となった。通告者について、母親には伝えられないことで事前に統一をしておいたため、一時保護後もSSWは保護者との信頼関係を崩すことなく、母親への支援を継続することができた。一時保護後、本人は里親宅で生活することとなったが、以前の攻撃的な面は落ち着き、安定した生活を送ることができるようになった。

【事例3】「性的な被害」についての活用事例

本人は中学生女子。欠席の多い生徒であったが、急に欠席、保健室登校が増えたため、SCや養護教諭による面談を複数回行った。「家庭のことで色々あるけど、大丈夫だから」と詳しいことを話さなかったため、次の対応としてSSWが本人との面談を実施。その際に本人から「父親の暴言や暴力、性的な虐待がある」「強い自殺企図がある」ことを確認したため児相に通告、一時保護となった。一時保護中に両親が別居し、父親が自宅から離れたため、自宅へ戻った。別居により父親からの被害はなくなったが、本人に強い自殺企図があったため、学校やSC、児相と連携して対応。月に1～2回のペースでSSWが本人と面談を続け、精神的なサポートを行った。安定した家庭生活が送れるようになり、学校への登校もできるようになった。

【4】成果と今後の課題

	H27年度	H28年度	H29年度
支援対象児童生徒数	919人	807人	719人
継続支援児童生徒の割合	69.3%	67.8%	71.6%
継続支援対象児童生徒の抱える 問題の好転率（解消+好転）	59.0%	53.7%	41.8%

※「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録から

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 現状と成果

本県においては、平成27年度に県及び全市町にSSWの配置を完了した。いじめや不登校など問題行動等が増加傾向にある中、配置完了当初に比べ支援対象児童生徒数が減少傾向にあり、SSWによるこれまでの各学校への支援により、学校と関係機関等の連携体制が構築され、SSWの支援によらず、学校において課題解決に向けた適切な対応が図られているケースが増加していると考えられる。

○ 事業評価

(評価方法)

平成27年度より、大阪府立大学スクールソーシャルワーク評価支援研究所の「効果的なスクールソーシャルワーク事業プログラム（WEB）」を導入し、SVが県と県内全ての教育委員会を訪問し、担当指導主事と全SSWとの共同で、事業評価を行っている。

(成果)

SSWは、地域資源マップを作成や、学校の生徒指導部会に参画するようになった。県及び市町教育委員会は、各教育支援センターにSSWの事務作業や面談の活動拠点の場を設置するなど、配置SSWとの連携強化や、SSWによる幼稚園・保育園への巡回相談を実施し早期の支援を実施等に取り組んでいる。

(2) 今後の課題

SSWの質の高い支援や、関係機関との連携等により、事態が好転するケースも多いが、継続支援児童生徒の割合が増加傾向にあり、また、好転率も低下傾向にある。家庭の養育環境や貧困問題、児童虐待など、SSWの家庭介入支援等を行っても、早期の解決が困難な事案が増加しており、その対応が課題である。

徳島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒のいじめや不登校など児童生徒の問題行動に対応するため、スクールソーシャルワーカーを県内の市町村教育委員会及び公立小中学校並びに徳島県教育委員会に配置し、教員の資質の向上及び教育相談活動の充実を図り、児童生徒の問題行動等の解決に資することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置方式

①市町村教育委員会配置方式：スクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に配置し、所管の小・中学校を対象とする。（平成29年度は13市町教育委員会に配置した。）

②県教育委員会配置方式：県教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの要請に応じて派遣する。

○採用に当たっては職能団体からの推薦を受け、徳島県教育委員会が委嘱している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

平成29年度は22人を委嘱した。

所有資格は社会福祉士，精神保健福祉士，精神科医，臨床心理士，教員免許

勤務形態 ○市町村教育委員会配置方式：年42週，週1回，1回6時間

○県教育委員会配置方式：1回2時間程度（平成29年度実績：派遣回数19回）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

公立学校の校長会及び教頭会，生徒指導主事研修会等においてスクールソーシャルワーカーの活用について周知した。また，スクールソーシャルワーカーと市町村教育委員会担当者を集め，連絡協議会を開催し，スクールソーシャルワーカーの職務と役割，関係機関との連携について共通理解を図った。

活動内容 ○学校等において問題行動の分析及び対応の仕方に関する指導助言を行う。

○児童生徒，保護者，教職員等へ教育相談等を行う。

○医療，福祉等の関係機関と連携し，児童生徒を取り巻く環境改善を行う。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○スクールソーシャルワーカー

○公立小中学校教育相談担当者

○市町村教育委員会担当者

（2）研修回数（頻度）

年2回

（3）研修内容

事例検討会

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応したケースを基にした事例検討会を実施し，スーパーバイザーの適切な指導・助言によりスクールソーシャルワーカーの資質向上が図られた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法 スクールソーシャルワーカーへ指導・助言を行う。

学校に対して，児童生徒の実態把握，適切な支援方法等について指導・助言を行う。

（6）課題

○スーパーバイザーの配置拡充と定期的な派遣の実施。

○貧困対策や性的な被害への対応等，解決しなければならない問題が多様化，深刻化している。大学や福祉関係機関と連携して専門的な研修会を実施し，スキルアップを図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒及び保護者への対応（④不登校、⑦その他）

（1）児童の実態

小学校高学年から欠席や遅刻が多くなってきた。心も不安定になり、イライラして言動が粗暴になる。特に家庭においては、壁やドア、机などを壊したり、保護者に暴言を吐くことがある。自分の意にそぐわないことがあると興奮しパニックになる。

（2）対応（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーを派遣した。）

教職員に対して指導・助言を行った。

生徒の悩みや不安、保護者の思いを全体で共有した。発育歴等を確認しアセスメントを行った。また、専門機関との連携について確認した。（学校・児童相談所・医療機関等）

（3）協議内容

- ・ 児童本人だけでなく、家庭支援も必要であることから地域の保健師や相談支援事業所などを活用しながら、家族全体の包括的支援体制を構築していくことが必要である。
- ・ 今後、中学校への進学を控え、中学校と連携し情報の共有や継続した支援を進める。
- ・ 児童の行動を理解し教職員全体で支援を行う。児童の悩みや不安を少なくする方法を提案。

【事例2】問題行動を繰り返す生徒への対応（⑥非行・不良行為）

（1）生徒の実態

頭髪や服装違反など、学校のルールを守ることができない。交友関係が広く、有職・無職少年とつながり、車に同乗し深夜徘徊を繰り返す。異性との交友関係も見られ、今後様々なトラブルや事故等が予想される。

（2）対応・協議内容（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーを派遣した。）

関係機関とのケース会議を実施した。（児童相談所、県警察少年サポートセンター、補導センター等）

本県では学校支援のための事業のひとつとして、県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行い、児童生徒への支援の充実を図っている。本事例においても、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市町村教育委員会、所轄警察署、児童相談所等と情報を共有し、支援方法について協議を行った。

継続的な支援の展開として、関係機関への通所を実施、保護者への支援を含めて生活環境の改善に努めた。

【事例3】性的な問題行動を繰り返す生徒への対応

（1）生徒の実態

感情を表に出すことが少ない。人間関係を築くことが苦手である。

（2）対応（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーを派遣した。）

スクールソーシャルワーカーが学校と協議を行い、児童相談所に相談。生徒・保護者が児童相談所に通所し再発防止に取り組んだ。

「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を開催し、教育委員会や警察との連携を通して問題の解決に取り組んだ。また、被害生徒に対してスクールカウンセラーが心のケアを行うことを確認した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

児童生徒の問題行動のうち、その対応に苦慮する事例については、学校要因、家庭要因、本人要因などが複雑に絡み合ったものが多く、深刻な事例が増加している。専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを派遣することにより、児童生徒の実態把握や支援方法、関係機関との連携について適切に対応することができた。特に、ケース会議においてスクールソーシャルワーカーが関係機関との連携が円滑に進むようコーディネーターとして大きな役割を果たしている。また、本事業の評価については、学校及びスクールソーシャルワーカーが実施報告書を作成し、県教育委員会に提出することにしており、事業の内容や効果について確認し、以後の参考となるよう活用している。

（2）今後の課題

現在の配置・派遣体制のみでは相談件数の増加や複雑化・多様化する生徒指導上の諸課題に対して、対応が困難な事例も見られる。スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図り、急な事案への対応や継続した支援を行うことのできる教育相談体制の充実が求められている。

また、スクールソーシャルワーカーは職務遂行に当たって高度な専門性が求められるため、スーパーバイザーによる研修会の実施や職能団体との連携により人材の確保に努める必要がある。

香川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県立学校においては、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）を配置し、その結果中途退学率、不登校率は減少傾向にある。しかし、生徒達は家庭環境等に関する課題を抱えており、その問題解決に向けて個別支援や家庭、関係機関との連携を行って対応する必要がある、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を配置している。

市町・学校組合立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）においても、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題等を背景に抱えた不登校児童生徒が多いため、SSWを活用した専門的な指導・支援を行うことを主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

県立学校に対しては、各学校からのSSW派遣要請の多い学校を拠点校とし、そのほか定期的に派遣する学校、要請があれば派遣する学校で1つのグループをつくる拠点校方式を採用している。これらを14グループつくり、そのグループ内で派遣日時の調整等を行っている。

公立小・中学校に対しては、市町・学校組合教育委員会（以下「市町」と言う。）がSSWを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するSSWを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するSSWや教職員のスーパーバイズを行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 県立高校・中学校・・・9名を拠点校に配置し、全ての学校に派遣
（社会福祉学科等の大学教授2名、社会福祉士2名、精神保健福祉士7名、教員免許状所有者1名 重複あり）
- 公立小・中学校・・・社会福祉学科等の大学教授2名を、県SSWとして委嘱し、市町及び各学校の要請に応じて派遣
- 県教育センター・・・社会福祉士1名、元児童相談所職員（臨床心理士）1名を配置し、各学校の要請に応じて派遣
- 市町が雇用するSSW・・・14市町37人
（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、特別支援教育士、元教員等）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

毎年度、SSW活用事業の実施要項を見直しており、派遣できる可能性の高い曜日、支援内容等を周知している。県立学校については第1回教育相談連絡協議会で周知し、また、公立小・中学校については、関係通知文を出すとともに、年度当初の市町教育長会や小中校長会等で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ① 県立学校のスーパーバイザー（以下「SV」という。）、SSW、SC、県立学校の教頭、教育相談担当者
- ② 県立学校SSW
- ③ 公立小・中学校に派遣するSSWと、市町が雇用するSSW
- ④ 市町が雇用するSSWと、公立小・中学校に派遣するSC、教育相談担当者、生徒指導担当者

（2）研修回数（頻度）

- ① 年2回 ② 年2回 ③ 年12回 ④ 年3回

（3）研修内容

- ① 第1回教育相談連絡協議会
 - ・ 講演「いじめも未然防止と組織的対応」第2回教育相談連絡協議会
 - ・ 研修報告「効果的な教育相談の実践を目指して」
 - ・ 研究協議「地域との連携に向けた校内支援のあり方について」～学校は何かができるか、何をすべきか～
地域支援活動紹介
- ② SSW研修会
- ③ SSW等月例研修会 活動事例検討、情報交換
- ④ 「チーム学校」連絡協議会
 - 第1回「チーム学校」連絡協議会
 - ・ 説明「チーム学校の実現に向けて」
 - ・ 話題提起「チーム学校としての学校が実現するための具体的な改善方策」
 - ・ グループ協議「学校の課題への効率的・効果的な対応について」
 - 第2回「チーム学校」連絡協議会
 - ・ パネルディスカッション「組織の一員としていじめに対応するために
～香川県いじめ防止基本方針の改定を踏まえて～」
 - ・ 講話「いじめの組織的な対応について」

- ・グループ協議「各校でのいじめに対する組織的な対応について」
- 第3回「チーム学校」連絡協議会
- ・講演「『チーム学校』から『チーミング学校』へ」
- ・グループ協議「学校でケアが必要となる緊急支援に対する組織的対応について」

(4) 特に効果のあった研修内容

- S S W、S C及び教育相談担当教員等における、校内支援あり方についての研究協議
- いじめ防止対策推進法に基づく対応の在り方について研修・協議を行い、S S Wとしての役割を確認
- 記録の取り方や活用法、事例検討会の進め方についてのワークショップ

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法 有

- 県立学校においては、学校からの要請に応じて派遣
- 県教委が委嘱するS S WをS Vとして、要請に応じて市町や公立小・中学校に派遣

(6) 課題

- 事例検討等の研修を行い、各学校においてより効果的なS S W活用方法を検討する必要がある。
- 市町が雇用するS S Wの配置促進を行っているが、都市部から離れた市町においては人材不足が課題となっている。県としては、各種団体と連携したS S Wの育成・確保と、S S Wの資質向上に向けた研修会等の開催が必要である。
- 勤務形態の違いにより、学校、S S W、S C間の情報共有と実際の対応にタイムラグが生じる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】自傷行為と拒食症の問題を抱える生徒の事例（⑦その他）

物心がついた頃から家庭環境・母親との関係に起因する不安定さを抱えている。入学当初は自傷行為のみであったが、1年ほど前から拒食、半年前からは睡眠障害（不眠）の症状もでるようになった。担任・副担任には多くを語らず、S CやS S Wとの面談も長らく拒んで受け入れなかった。その後、著しい体重・体力の減少や長期にわたる不眠が続いたことから、S S Wの面談を受け入れ、母親に負担をかけたくない等の思いが強いことが分かった。さらに、S S Wに「もう限界。お母さんに入院できそうな病院に連れて行ってもらいたい」との意思表示があり、S S Wは管理職に報告し、母親に相談の上、受診の手筈を整えた。本人が病院へのS S Wの同行を望み、診察室にも母が一緒であると本当に自分が思っていることが言えないということでS S Wが同行することになった。

【事例2】生徒の自立を目指した活用事例（①貧困対策）

母子家庭で生活保護を受けている。週に2～3回程、母親が精神的に不安定でパニックになり大声を出して暴れることがある。朝、母親が不安定になった時は、母親を一人にできず母親の面倒を見るために登校できないこともあった。そこで、本人、担任とS S Wで話合いの機会を持ち、今後の対応について話した。

母親の精神科の主治医と、本人・担任とS S Wがケース会議を実施した。主治医は「母親はパーソナリティ障害で今後も誰かに依存し、問題を起こす恐れがあるだろう。本人がストレスに押しつぶされては元も子もなくなるから、一緒に住まない方がいいのではないか。」とアドバイスもらった。

その後、男子生徒の県内への就職が内定し、自立を目指したが、経済的にアパート等を借りるのは困難なので、S S Wに自立援助ホームの利用を提案してもらった。また、自立援助ホームへの入所は児童相談所を通すことが必要なので、S S Wに情報提供をお願いし、さらに、生活保護課にもS S Wが協力を要請してくれ、各機関と連携して支援を行うことができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成22年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、S C、S S Wの有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中途退学者	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.5%
不登校生徒	1.0%	0.8%	0.9%	0.7%	0.9%

- S S Wの活動が学校のニーズに応えるものとなっており、公立小・中学校では、家庭訪問等を通したアセスメントが指導に役立ったという報告や、人間関係を構築するグループエンカウンター等の実施が、問題行動の未然防止の観点から効果があったなどの報告を受けている。

(2) 今後の課題

- ガイドラインを活用することで、S C、S S W及び学校がお互いの役割についてより理解を深め、効率よく連携が図れるよう、教育相談体制の充実に一層取り組もうと考えている。
- 市町におけるS S Wを活用した指導体制をさらに充実させるために、各種団体と連携したS S Wの育成・確保と、S Vの派遣や研修会の開催による若年のS S Wの資質向上が必要である。平成30年度は、S S W活用ナビ（義務教育版）を作成し、各小中学校に配布するなど、S S Wの活用の啓発を行う予定である。

愛媛県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

関係福祉機関との連携をとり、不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援、いじめ、暴力行為、非行等の未然防止、児童虐待への対応をはかる。

（2）配置・採用計画上の工夫

実施主体である市町教育委員会が、各地域の実態に応じて配置を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数 平成29年度19市町が26名のスクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）を配置した。また、県教育委員会が3名のスーパーバイザー（以下SVという。）を配置し、要請に応じて市町に派遣する体制をとっている。

イ 資格 市町教育委員会が教育や福祉の分野において活動経験のある者から任用した。（退職教員…16名、社会福祉士かつ精神保健福祉士…3名、社会福祉士1名、臨床発達心理士…2名、民生児童委員1名、その他3名）

（参考）SV：大学教授（客員教授）…1名、社会福祉士…1名、精神保健福祉士…1名

ウ 勤務形態 26名の配置の内訳は、単独校型2名、拠点校型12名、派遣型9名、巡回型3名であり、原則1日4時間、年間90日として実施した。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針は策定していないが、本事業の実施要領に示しているSSWの職務内容等をもとに市町教育委員会が事業実施計画書を策定し各学校に周知している。また、県教育委員会主催の生徒指導主事研修会においても、SSW及びSVの活用に関する指導、助言を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県内SSW26名

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会…年1回

（3）研修内容

SVによるソーシャルワークに関する講義を行ったり、各SSWの活動事例に基づくグループ協議を行ったりした。

（4）特に効果のあった研修内容

各SSWの活動事例に基づくグループ協議では、様々な対処方法を知ることに加え、同僚やSVからの助言もあり、各自が直面している困難な事例等に関する知見を得ることができていた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置有り

○活用方法 県教育委員会に3名配置し、市町教育委員会の要請に応じて派遣し、SSWの備えるべきノウハウや連携の取り方等について指導・助言する体制をとった。また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会におけるアドバイザーとしても派遣した。

（6）課題

SSWが対応する事例は多様であり、また、SSW個人の経験や活動スキルにも差がある。本県では困難な事例への対応や、SSWのスキルアップを図る目的でSVを設置しているが、更なる活用を図るなど、各市町におけるSSWの活動充実に向けた支援の在り方を検討する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

小学4年生の男児。父親の仕事は不定期で留守が多く、母親はパート、祖母は要介護で経済的に不安定である。入浴は週1回で体や衣服の汚れが目立ち、宿題をしてこない、朝食を食べていないなど、十分な養育ができていない。2学期当初、登校を渋る本児を母親が車で連れてきていたが教室に入れず、そのまま保健室登校になった。

S S Wは、本児と保健室で一緒に折り紙をするなどして人間関係を深め、本児から聞いた内容を学担や養護教諭と共有した。学級の児童と一緒に保健室で給食を食べたり、計画帳にメッセージを書いたりして本児を継続的に支援した。

また、校長、担任、保護者を交え、家庭での様子や、母親の育児不安について悩みを聞く機会を設けた。S S Wは母親の育児に対する不安感を受け止め励ますとともに、保健センターの保健師を紹介し、母親が相談できる窓口を広げていった。

その結果、本児は11月中旬の音楽会の練習を通して教室に入れるようになり、自信をつけてきた。S S Wとして、今後も本児との関係を深めるとともに、保健センターと連携ながら、母親に対する支援も行っていく。

【事例2】 不登校児の進路のための活用事例（③いじめ、④不登校、⑦その他）

他の小学校でのいじめがきっかけで不登校傾向に陥り、転入してきた小学生。転入当初は登校日数も多かったが、徐々に欠席が目立ち始めた。母親が病院に相談に行ったところ、発達障害との診断を受けた。

S S Wは母親と定期的に面談を行い、不安定な母親の気持ちを受け止めつつ「長い目で我が子を見守ってほしい。」と助言し、発達障害に関する資料や発達障害児の進路事例、「発達障害をもつ親の会」を紹介した。本児に対しても、様々な校外の活動に参加したことを称揚し、前向きに取り組むことの大切さを助言した。そして、学校や他の相談機関等と連携しながら、進路に向けて話し合った。本児の希望が特別支援学級であったため、入級可能な中学校を保護者・本児・S S Wの3人で見学した。見学の際に、各校の特別支援教育コーディネーターとの情報交換をしたことで、本児の安心につながった。

今後、教育相談を通じて特別支援学級への入級が決定すれば、特別支援教育コーディネーターや該当校を担当するS S Wにつなげる予定である。

※ 性的な被害については該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度に、26名のS S Wが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した件数は583件で前年比45件の増である。そのうち、不登校に関するものが251件、家庭環境に関するものが83件、発達障害に関するものが64件、心身の健康・保健に関する問題が47件、友人・教職員との関係に関するものが42件である。また、「問題が解決した」ものが95件（16.3%、前年比3件増）、「支援中であるが好転した」ものが157件（26.9%、前年比1件増）である。継続支援件数は年々増加しており、支援の効果も表れている。県内の小中学校においてS S Wの役割についての理解が広がり、その特徴を生かして児童生徒への組織的な支援が行われていると考えられる。

（2）今後の課題

S S Wを活用した支援が効果を発揮する一方、継続的支援した件数のうち、不登校に関するものは前年比23件の増となっている。今後もS S Wと学校、関係機関等との連携を強化し、個別の状況に応じた支援を継続するとともに、児童生徒が不登校にならないための予防的な支援の在り方を研究していくことが重要と考える。また、S S Wの役割に関する理解は広がりつつあるものの、活用状況は学校によって差があることから、活用の有用性や効果的な連携の在り方について、今後も各学校に周知を図っていく必要がある。

高知県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や問題行動の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いて働きかけ、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

市町村教育委員会（以下「地教委」と表記する）からスクールソーシャルワーカー（以下「S S W」と表記する）の配置希望を受け、県教育委員会（以下「県教委」と表記する）で検討のうえ、事業委託内容を決定している。地教委は地域の実情に応じて、地教委、学校、教育支援センター等の教育機関にS S Wを配置している。また、県立学校には県教委が直接S S Wを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

31市町村と15県立学校に計68人（実人数は50人）を配置している。所有資格は教員免許（21人）が最も多く、次に社会福祉士（8人）、保育士（8人）、精神保健福祉士（4人）、臨床心理士（1人）となっている。勤務形態の内訳は、派遣型が28人（41.2%）、単独校型が17人（25.0%）、拠点校型が8人（11.8%）、巡回型が15人（22.1%）となっている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は策定していないが、S S W市町村委託要項及び県立学校派遣要項に事業の趣旨等を明示しており、初任者研修や連絡協議会において適宜周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象、（2）研修回数（頻度）、（3）研修内容

回	研修名	日時	対象	内容
1	第1回 初任者研修	4/28	S S W（初任者）	初任者に対してスクールソーシャルワークに関する知識や技能等についての理解を深め、活動の円滑化を図る。
2	研修協議会	6/23	S S W 市町村・学校担当者	公的援助制度や支援機関等の社会資源に関する情報をS S Wに提供し、S S Wが支援するケースの解決や好転を促進する。
3	教育相談体制の充実 に向けた連絡協議会 (全6会場)	8/18 ~25	S S W、S C 市町村・学校担当者	S S WやS Cと学校の教育相談担当者等が会し、事例検討や研究協議を実施することにより、支援に関する資質を向上させ、それぞれの専門性を生かした効果的な学校の教育相談体制の構築に資する。
4	第2回 初任者研修	11/17	S S W（初任者）	初任者に対してスクールソーシャルワークに関する実践事例をもとにした研究協議を通じて、活動の活性化を図る。

（4）特に効果のあった研修内容

教育相談体制の充実に向けた連絡協議会において、様々な職種の者が事例協議や研究協議を行い、それぞれの専門性についての理解を深めた。教育相談体制における「チーム学校」の構築に資することができた。また、初任者研修を2回実施したことは、業務上の悩みや不安を抱えることが多い初任者の活動の円滑化に効果が高い。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

スーパーバイザー（以下「S V」と表記する）を4人、チーフS S Wを10人設置している。

○活用方法

S Vは上記の研修会等において指導助言を行うほか、S VやチーフS S Wが市町村及び県立学校に年間1~2回（1回あたり2時間）スーパーバイズを行い、S S Wの資質向上や活動の支援に努めている。

（6）課題

今後は、学校における校内支援会が充実・活性化し、早期支援や未然防止が図られていくような研修を実施していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題や発達障害等複合的な要因により学力低下が心配された児童のための活用事例（①貧困対策、⑦その他）

本児（小2）の父母は共に精神疾患があり通院治療中。本児は家庭での学習が困難な状況にある。また落ち着きがなく、学習意欲も乏しく読み書きに苦手があつた。小2 になりほとんど授業に参加せず、好きなことをして過ごすようになった。担任から発達障害ではないかと相談を受けた S S W は、こうした背景には、発達障害に起因するものもあるが、幼少期からの不安定な家庭環境の問題、児童と担任との関係等、様々な要因が絡んでいるとアセスメントし、担任からの聞き取りや母親との面談を行うと共に、不安の強い母親をサポートしつつ医療機関への受診同行を行い、学校、家庭、福祉、医療機関とでチーム支援の体制を整えた。

具体的には、校内支援会を行ったり、関係機関等を集めてのケース会議のコーディネートをしたり、本児の問題行動の背景についての共通理解、具体的な支援の方法を話し合い、役割分担を行った。S S W は、母親との面談の継続と医療との連携、本児との定期面談と授業場面観察を行い、支援のモニタリングを行った。（その後本児は進級し、授業に積極的に参加し、担任との関係も良好との報告を受けている。）本ケースは、本児の問題行動を発達障害と関連づけ、服薬で行動抑制を図っていかうとする担任と、担任の叱責が原因として不信を募らせる母親との関係調整で始まった支援であるが、チームによる本児への多面的な理解とアセスメント、それらに基づく具体的な支援方針の共有と役割分担、特に本児が自分自身の課題に主体的に取り組むことを大切にされた支援、家庭と学校の信頼関係の構築、本児への管理職の深い理解と LD 特性に配慮した個別学習支援により、本児へのエンパワメントが図られ解決に至った事例であり、貧困の連鎖を防ぐための早期介入が得られたケースである。

【事例2】家庭環境の問題や発達障害等複合的な要因により自立支援支援の必要な事例（①貧困対策 ④不登校 ⑦その他）

小学6年生のケース。小5の時、県教育相談派遣事業による教育相談を受け、市の就学指導委員会を経て自閉症・情緒障害特別支援学級に入級したが、学習がとても難しい状態にあつた。知的には境界域で意思交換や集団参加は6歳児相当であつた。本児は日によって登校しづらいことがよくあり、担任が登校を促したり、S S W が家庭訪問をして「給食だけでも食べに行こう・・・」と誘ったりした。ひとり親（母子）家庭で同居の姉が居たが、高校進学後、家を出ている。母親は精神疾患（アルコール依存・鬱病）があり、お酒を飲んでハリストカットを繰り返していた。また、他人と関わる事が難しいので、福祉事務所に手続き（生活保護家庭）に行かなければならないときは本児が付いていく状態である。6年生になり、学校のスクールカウンセラーが年配の男性になつたので拒否したが、優しく対応してくれる養護教諭や職員とは関わる事ができた。夏休みは、教育支援センターの「夏休み塾」に申し込みをしたが、知らない子どもたちとは関わる事ができないのでほとんど行けなかつた。校内での支援会や関係機関等と連携してケース会等対応している。本児が医療機関を受診する際は S S W が同行し、学校での様子を伝えている。また、福祉事務所の家庭児童相談員にもつなぎ、福祉事務所からも家庭訪問をしてもらうことでケースワーカーからも情報が入るようになり、学校との情報共有もできている。S S W は異父姉、姉の二人とも不登校だったので関わったことがあり、家庭の事情もよく把握していた。現在、母親は何度目の入院をしており、本児は祖父宅で暮らしているが、家屋が古く入浴もままならないので頭髮の汚れが目につくようになってきている。このごろ、「あの人は・・・お酒を飲んで腕を切って・・・入院して・・・」と母親の批判をするようになった。祖父宅、祖母宅（内縁）もそれぞれ行政に頼った生活をしており、厳しい家庭的背景にあるため、基礎学力は元より生活習慣やコミュニケーション能力などを身に付け、将来社会に出ても自立できるように継続して支援をしていきたい。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果、（2）今後の課題

S S W 活用事業における活動記録の「支援対象児童生徒数」、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」（継続総件数と割合）の年度別状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援対象児童生徒数	1,076人	1,278人	2,399人	3,191人	2,677人
支援件数	1,399件	1,703件	2,890件	3,110件	3,286件
問題が解決した割合	7.8%	9.9%	14.8%	9.5%	15.5%
支援中であるが好転した割合	28.5%	34.4%	32.9%	29.1%	27.0%

S S W の配置拡充に伴い支援対象児童生徒数は年々上昇してきたが、平成29年度は若干減少した。一方、支援件数は増え続けており、児童生徒の抱える問題がより複雑になっていることがうかがえる。一方、問題の解決率が大幅に上がっており、S S W の懸命な取組が一定評価される形となった。今後も配置を拡充し、支援件数の増加を図るとともに、ケースを解決・好転につなげるための資質向上に取り組まなければならない。

福岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るSSWを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸課題の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

16小学校または中学校を拠点校として配置。また、チーム学校推進市町村を指定し、3小学校にSSWの他にSC、生徒指導支援スタッフを配置。6教育事務所管内にそれぞれSSWSVを配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数：合計26名（うち、6名はSV）

イ 資格：「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等

ウ 勤務形態：年間35週。SSWは週8～16時間の勤務。SVは週4時間の勤務。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ア 「SSWの活用についてQ&A」を用いて、SSWについての理解を促進する。

イ 年度初めのSSW運営協議会にて前年度の課題に対する改善策を示し、重点的推進事項を確認する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSWSV、SSW、配置市町村教育委員会担当者（当番市町村）、拠点校・対象校管理職及び担当者、各教育事務所担当指導主事、参加希望SSW（市町村費負担）等。

（2）研修回数（頻度）

ア 全体研修（年1回）

イ ブロック別連絡会議（毎月1回、県内6地区を2ブロックに分けて実施）

ウ SSW研修会

（3）研修内容

ア 全体研修

県教委説明（実績と重点的推進事項）、SSW実践発表（活用の実際）、ブロック別の意見交流。

イ ブロック別連絡会議

SVによる事例検討を通じた指導助言。

ウ SSW研修会

各教育事務所単位で行うSV活動であり、SSWへの指導助言とSSW活用に関する理解の促進。

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討を中心に行い、学校の立場や教育的な視点を反映させた上で、SVが方策を精選する。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ア SVの設置有無

有（県内6教育事務所管轄区域内学校に各1名、合計6名配置）。

イ 活用方法

SSWへの指導助言。研修会等での活用や配置外の市町村でのSSW活用に関する理解の促進。

（6）課題

ア ブロック別連絡会議への参加者増加にともなう事例内容及び交流形態の工夫。

イ 未配置を含む市町村へのSSW活用に関する理解の促進。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒及び家庭への支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

（1）対応ケースの概要

・生徒A。父と母との3人家族。前年度は1学期から不登校。親とも連絡が取りづらく、Aに会えない状態が続く。本年度当初は登校するが、5月中旬から不登校。昼夜逆転気味で閉じこもり、担任などの接触を拒む。

（2）取組経過

《学校の取組み》

・担任などが定期連絡や家庭訪問。進路について、特別支援学校への進学を勧め、見学に同行。

《SSWの取組み》

・SSWが療育手帳申請や就学援助申請の際、保護者に同行するなど具体的支援。

《学校とSSW、協働での取組み》

・教育委員会や福祉部局との情報共有と連携。

（3）効果的だったと思われる支援のポイント

・学校が対応困難な療育手帳申請や就学援助申請、特別支援学校の見学などに同行し、具体的支援を行ったこと。

（4）成果と課題

《成果》

・SSWがAの進学に関する保護者の意欲を引き出し、保護者なりの努力も認められるようになった。

《課題》

・児童福祉法上の「要支援児童」として、身近な地域による包括的な支援を継続させることが必要である。

【事例2】家庭の生活基盤を安定させるための活用事例（①貧困対策、⑥非行・不良行為、⑦その他）

（1）対応ケースの概要

AとBのきょうだい。保護者はAが入学時に逮捕。数年後出所し、家族での生活が始まる。しかし、子どもたちはトラブルを繰り返す。また、昼夜逆転の生活をしており、継続した登校ができていない。

（2）取組経過

《学校の取り組み》

- ・教室に入らない時は、保健室で養護教諭、担任、管理職等が対応し、本人の話を聞く。欠席が続く時は、担任と学年主任が家庭訪問を実施。落ち着かない状況が続く時は、管理職が保護者と面談を実施。

《SSWの取り組み》

- ・関係機関（生活保護課・家庭児童相談係・生活センター）と学校でケース会議を実施。

《学校とSSW、協働での取り組み》

- ・学年主任とSSWが発達支援事業所や主治医に学校での状況を伝え、対応方法に関する助言を受けた。

（3）効果的だったと思われる支援のポイント

- ・関係機関で役割分担をすることで、各機関が定期的な家庭訪問を実施し、家庭の見守りができた。

（4）成果と課題

《成果》

- ・学校に登校できていない時も、Aは生活センターの学習支援や家庭児童相談係に相談に行くことができた。

《課題》

- ・今後の可能性として、保護者の再犯等の緊急時の対応を各機関と検討しておく必要がある。

【事例3】性的な被害を受けた者への支援のための活用事例

（1）対応ケースの概要

過去に性的暴力被害を受けていたことが分かり、指導及び支援をしていたが、現在も被害が継続していたことが分かり、介入をした。

（2）取組経過

《学校の取り組み》

- ・被害者に対するカウンセリングの実施をSCSVに依頼した。

《SSWの取り組み》

- ・被害者及び保護者との面接、教員へのコンサルテーション、関係機関との情報共有、家庭との連携。

《学校とSSW、協働での取り組み》

- ・被害者への声かけ、見守り、行動観察、保護者への状況伝達。

（3）効果的だったと思われる支援のポイント

- ・被害者や家族の思いをくみとって、関係機関に支援の重要性を訴えたことにより、支援体制が充実した。

（4）成果と課題

《成果》

- ・被害者優先の対応を組織的に行ったことで、被害者及び被害者家族の不安の軽減を図ることができたこと。

《課題》

- ・被害者の心理状況が成長過程において変化しうることで、変化に応じた対応が継続的に求められること。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア 配置校におけるSSWの支援状況（平成29年度）

（ア）家庭環境の問題についての支援状況：159件（解決6.3%、好転22.6%、支援中64.2%、その他9.4%）

（イ）不登校についての支援状況：172件（解決12.8%、好転23.8%、支援中64.0%、その他7.0%）

（ウ）発達障がい等に関する問題：80件（解決13.8%、好転31.3%、支援中50.0%、その他8.8%）

※SSWが事案に介入することで、関係機関との連携がスムーズになり、問題の解決、好転につながった。

イ 連携した関係機関等（平成29年度）

（ア）児童家庭福祉の関係機関408件

（イ）教育支援センター等の学校外の教育機関82件

（ウ）保健・医療の関係機関72件

※SSWが学校と福祉や医療などの関係機関との連携を促進することで、支援する児童生徒の共通理解が図られることになり、校内教育相談体制の活性化につなげることができた。また、教育支援センター等の学校外の教育機関につなげることで、支援する児童生徒の教育機会の確保につながった。

（2）今後の課題

ア SSW活用に関する理解の促進

（ア）教職員がSSWの役割等について共通理解するための職員研修の実施

（イ）市町村教育委員会がSSWの効果的活用について共通理解するための連絡会議等の実施

イ SSWが機能する組織指導體制づくりと継続的な支援の促進

（ア）学校においてSSWを含む専門スタッフを取り入れた組織指導體制の整備及び関係機関との連携

（イ）校種間の接続と関係機関との連携を意識した継続的な支援体制づくり

ウ SSW機能を生かした児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の取り組みの充実

（ア）SSWの資質能力向上のためのSV活動の充実

（イ）SSW活用のためのSSWSVを招聘した研修会等の開催促進

佐賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSWとする）を配置し、教育相談体制の充実・強化を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内20市町全ての教育委員会が、関係教育事務所を通じ、SSWの派遣に係る実施計画書を県教育委員会に提出する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び児童生徒数を照らし合わせた上で、県全体のバランス等も考慮し、2教育事務所と1支所への配置時数と各市町への派遣時数を決定している。

県立学校については、全県立学校で年間250時間を上限とし、学校からの申請を受けて、2教育事務所と1支所に配置したSSWの中から「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」の資格を有する者を派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数…16名
- ② 資格…社会福祉士9名、精神保健福祉士7名、教員免許状取得者11名
- ③ 勤務形態…1日8時間以内を基本の勤務形態とした時間給非常勤とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSWの活用のねらい、SSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項、相談体制とSSWの活用について、SSWの具体的な活用事例等を主な内容とした「SSW活用ガイドライン」を3月に作成し、各学校へ通知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW、市町教育委員会担当指導主事、各教育事務所担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

年間2回

（3）研修内容

- 講義（佐賀県男女参画・こども局こども家庭課より）「児童福祉法の一部改正について」
- グループワーク

（4）特に効果のあった研修内容

具体的事例を扱った、プランニングのやり方と様々な視点による意見交換

（5）スーパーバイザー（以下SVとする）の設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：SSWへの指導助言及び相談。

年間5回SV会議を開催し、SSWの専門性向上に関する研修等の企画・調整を行う。

（6）課題

- ・SSWは児童生徒の多様な問題に適切に対応するために資質の向上が求められていることから、具体的事例による実践的研修を増やすことや、関係機関からの専門的意見を取り入れる研修等を計画的に行う必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校と家庭の経済的支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

市町立中学校在籍の該当生徒は、小学校時に転居・転入学したが、その後時々学校を休むようになり、中学入学後次第に不登校となっていた。母親のみ就労の母子家庭で、該当生徒を含めた兄弟は昼夜逆転していた。食事・衛生面も十分でなく、校納金も滞納されていた。学校は母親とうまく連絡が取れない状況であったため、SSWの派遣を要請した。

SSWは教師とともに家庭訪問を行い、母親の不安定な就労状況や兄弟の状況等、家庭環境を整理し、小学校・家庭児童相談室・母子自立支援相談室等と連携しながら家庭環境改善のための支援を行った。母親はひとり親家庭就労サポートを受けて再就職し、母子自立支援の援助によって保育所を利用することができるようになった。SSWが同行することで就学支援制度の手続きがなされた。該当生徒を含めた不登校の兄弟は適応指導教室に通いながら教室復帰を目指すこととなった。家庭環境等が改善されたことで、該当生徒に高校進学の意欲が生じ、現在は進学のための経済的課題の解決支援を行っている。

【事例2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待）

母子家庭の市町立中学校在籍の該当生徒は、中学1年時より欠席が目立ちはじめ、2年時には不登校となった。学校の要請により、SSWが家庭訪問を繰り返すうちに、家に入出入りしている男性からの暴力が判明した。SSWは、学校でのケース会議を行うとともに、児童相談所へ通告した。児童相談所は該当生徒を一時保護し、母親の指導を行った。現在は生活が改善され、当該生徒は少しずつ登校出来るようになってきている。

【事例3】性的被害のための活用事例

SSWがもともと貧困支援のために関わっていた市町立中学校在籍の当該女子生徒が、家庭内で性的被害にあっていることが判明した。SSWは、学校や母親と相談しながら当該生徒を医療機関及び児童相談所に繋いだ。当該生徒は、現在、児童相談所に保護されている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録より、解決・好転した件数及び割合

単位：件

	不登校支援		家庭環境支援		発達障害等に関する問題支援	
	支援件数	解決・好転（割合）	支援件数	解決・好転（割合）	支援件数	解決・好転（割合）
28年度	332	125（38%）	242	87（36%）	134	69（51%）
29年度	432	200（46%）	305	146（48%）	261	150（57%）

※総支援数も1,397件（昨年度1,011件）と大きく増加しており、不登校支援や家庭環境支援及び発達障害等に関する問題支援など、児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にSSWの活動は不可欠で、その重要性は年々増している。

（2）今後の課題

- ・SSWの効果的な配置を検討していかなければならない。
- ・SSWの活動を正しく評価し、指導する体制を構築していく必要がある。
- ・様々な課題を抱える児童生徒への支援が求められることから、SSWは学校や市町教育委員会、関係機関と更に連携を強化していかなければならない。

長崎県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

「平成29年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項(市町教育委員会・県立学校)より」

（2）配置・採用計画上の工夫

○市町教育委員会 21か所

○県立学校（拠点校配置） 8か所 ※近隣校についても派遣申請にて対応。

人口規模に関わらず県内21市町教育委員会に1名又は2名配置。県立学校においては校長から配置希望の意向調査を実施し、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断しながら配置を決定している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 31名

○勤務形態 年間630時間

○主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許等

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

平成29年5月にスクールソーシャルワーカー、各市町教育委員会、配置県立学校に対してスクールソーシャルワーカーの職務内容及び効果的な活用の流れ等を示している。

本県では毎年ビジョンの改訂を行うとともに、改訂点については各種研修会で説明をし、周知に努めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

各スクールソーシャルワーカー、各スクールカウンセラー、各市町教育委員会担当者、市町児童福祉部局職員、児童相談所職員

（2）研修回数（頻度）

年3回（5月、8月、2月実施）

（3）研修内容

○平成29年度スクールソーシャルワーカー研修会

- ・講義「学校現場におけるスクールソーシャルワーカーの効果的な活用について」
- ・情報交換

○平成29年度スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会

- ・講演「チーム学校について」
- ・グループ協議

○平成29年度スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会

- ・講演「学校ソーシャルワーク再考 ―10年目の原点回帰―」
- ・事例検討グループ協議

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修において、「チーム学校」をテーマにした内容について異職種が一堂に会し情報交換することで、顔の見える関係を作ることができ、互いの連携が深まった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置：有

○活用方法：各スクールソーシャルワーカーは、S Vに電話やメールで相談し、助言を求めることができるようになっている。

（6）課題

○本県では離島地域の県立学校にS S Wを配置していないため、離島部から支援の要請を受けた場合は本土の配置校から派遣対応をしている。しかし、交通事情等により迅速な対応が困難である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③不登校）

- 1学期途中から不登校状態となり、家庭や本人とも連絡が取れず、学校が対応に苦慮している。
- ・1、2年生の頃から遅刻欠席が多かったが状況が悪化。電話連絡も取れず、本人だけでなく、保護者とも連絡が取れない状態が続いている。
 - ・保護者もストレスが強く、最近は家事も手につかず家にはごみが散乱している状況である。

（対応・対策）

- ・母親を学校に呼び出し、SSWと面談。家庭状況等を聞き取り、家庭訪問の日程等段取りを組んだ。併せて、母親の話を傾聴し、関係作りを行なった。
- ・家庭訪問し、生徒本人と面接を実施。進級したい気持ちはあるが、欠席や家庭の状況等の問題に悩んでいることを聞き取る。本当に希望しているのは何なのか、複数の選択肢の中から選ぶよう助言。併せて家庭環境を整えていくため、父母ともに考えて欲しいことを伝える。

（結果）

- ・両親の理解を得て、登校するため父母が協力して学校へ送迎することになった。また、精神面での支援が必要であると判断し、生徒本人が納得した上で医療機関へと繋いだ。
- ・家庭とのコンタクトを続ける中で、生徒の兄も長期間ひきこもり状態であり、両親の心的負担になっていることが判明し、生徒の医療機関受診と併せて、兄も相談するよう助言した。
- ・SSWが介入したことで、不安を訴える両親や生徒本人の訴えに、丁寧に耳を傾け信頼を獲得した。生徒本人の具体的支援のみならず、家庭内の問題解決の糸口を示し、状況は大きく改善した。

【事例2】不安定な家庭環境のための活用事例（⑦その他）

- 保護者が精神疾患のため、満足に家事育児ができず、家庭を支えてきた生徒本人も次第に将来への不安等から希念慮が出てきた。SCのカウンセリングを受けたが、背景の家庭問題が大きいため、SSWが介入した。

（対応・対策）

- ・SSWから学校に要対協開催の必要性を助言。それを受けて学校が地域の児童福祉部局に相談し、関係機関が集まって要対協を開催。それぞれの各関係機関が持つ情報を共有した。
- ・当面保護者への見守りを医療機関と相談支援事業所が行うこと、児童生徒の見守りを学校で行い、必要時SCのカウンセリングを受けること、緊急時は児童相談所や警察等が介入すること等を役割分担した。

（結果）

- ・見守り支援を受けている安心感を生徒に与え、また学校も関係機関と繋がることで支援の明確な方向性を持たせた。
- ・最終的に、保護者が体調を崩し入院したため、児童相談所が介入した。事前に情報を共有していたため、対応はスムーズに進み、生徒本人は児童養護施設に入所し、安定した生活を送ることができている。

※性的な被害についての活用事例は該当ケースなし。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度にスクールソーシャルワーカーを配置している市町教育委員会、配置県立学校に対して、スクールソーシャルワーカーの活動について、（1）「児童生徒・保護者・教職員等に対する支援や相談」、（2）「関係機関等とのネットワークの構築」、（3）「学校内における組織体制の構築・支援」等の項目について調査した結果、効果があったとの回答が95%あった。いずれもスクールソーシャルワーカーが活動することにより学校だけでは解決することが困難な課題を抱える家庭に早期介入し、スムーズに関係機関と連携することができたことへの評価である。

（2）今後の課題

学校からのスクールソーシャルワーカーの配置に関する要望は年々高まっているが、予算及び人材の確保の面により希望する全ての学校に配置できず、現場のニーズに応じきれていない状況である。特に、本県は離島地域を多く抱えており、医療機関、療育機関など社会資源が少ない離島地域からスクールソーシャルワーカーの配置要望が高く、地域の実情を見据えた配置調整が課題である。

熊本県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の未然防止及び解消のために、学校、家庭、関係機関との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う。

SSWは関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期・中期・長期的な対応策を立て、それに基づいて課題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成29年度は、県内すべての教育事務所、1市教育委員会と公立中学校3校及び県立高校5校（拠点校）に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を対象としている。（熊本市を除く）

（3）配置人数・資格・勤務形態

平成29年度の配置人数は、義務制は22人（精神保健福祉士のみ5人、社会福祉士のみ9人、両資格所有8人）、県立は8人（精神保健福祉士のみ0人、社会福祉士のみ5人、両資格所有3人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、SSWとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、義務制は1教育事務所当たり原則として1日6時間、週1日～5日勤務、県立は1県立高校（拠点校）当たり、原則として1日6時間×週4日、1日5時間×週1日勤務としている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

熊本県教育委員会では、文部科学省のSSW活用事業実施要領に基づき熊本県SSW設置要項を定め、「SSW活用事業」として実施要項を作成し、職務内容を周知している。

また、義務制では、各学校等における職務内容等についての理解が深まるよう平成29年8月に「SSW活用事業に関する指針」を策定し、教育事務所、市町村教育委員会、学校に対し周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア 県連絡協議会

スーパーバイザー（以下SV）、各教育事務所配置のSSW（全員）及び各市町村のSSW（希望者）

イ 地域事例研究会（各地域で、必要な時期に事例研究及びSVによるスーパービジョンを実施）

関係SSW及び関係教育事務所担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

ア 県連絡協議会・・・年4回（義務教育課）

イ 地域事例研究会・・・各教育事務所 年4回×10教育事務所等（義務教育課）・年1回（高校教育課）

（3）研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

（4）特に効果のあった研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置…設置済み

○活用方法…県連絡協議会及び地域事例研究会に参加していただき、事例研究及びスーパービジョンを実施。

新規任用SSW研修会での講話及び助言を実施。

（6）課題

・SSWの資質向上につながる研修内容にするため、県の方針、各教育事務所等の意見、SVの意見等を踏まえた研修内容の見直し。

・SSWへの支援要請が増加する中で、SSW個人が研修時間を確保すること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（④不登校）

- ・ 生徒Aは、母親が主な養育者。祖母と父親は厳しく、母親とは不仲。本人への関わり方の方針が合わず、家庭での会話はほとんどない状況。生徒Aは中学校入学後、登校をしぼるようになり、欠席が続いていた。家ではゲームをして過ごし、夜は眠れていないようだった。
- ・ S S Wは、本人の状況を改善するため両親を含めたケース会議を行い、今後の支援方針の検討と役割分担を行った。S S Wと生徒Aの担任は、母親とのつながりが切れないように家庭訪問等を継続的に行い、S Cは、両親の個別面談を担当し、主に父親の支援を行った。
- ・ 学校、S C、S S Wが得た情報を共有し、支援策を検討するため、ケース会議を定期的に行った。

【事例2】発達障がい等に関する問題のための活用事例（⑥その他）

- ・ 特別支援学級に在籍している児童Aは、次年度から通常学級への転籍を希望している。ADHDの診断を受けており、服薬も行ってた。しかし、学校では器物損壊等で授業が成り立たないことがあった。
- ・ 学校は対応に困っていた。そこで、支援要請を受けたS S Wは、授業参観や児童A及び保護者との面談を通してアセスメントを行ったり、保護者と関係機関を含めたケース会議を開催したりした。

【事例3】「性的な被害」についての活用事例

- ・ 生徒Bは、知人男性から体を触られた。担任等で面談を重ね、地元自治体の関係課へ相談したところ、S S Wにつなげるよう助言があり、S S Wの支援依頼があった。S S Wは、まず生徒Bと面談。その後、地元自治体の関係課と連携し、生徒B、生徒Bの保護者、担任を交えた面談を行い、警察や教育専門相談員等への相談を助言した。

【4】成果と今後の課題

(1) S S W活用事業の成果

ア S S Wの役割や職務内容について、市町村教育委員会、校長会等への啓発が進み、平成29年度も継続して支援した児童生徒数が1,325人となるなど、S S Wへの支援要請が多かった。

イ 教師では対応が難しかった家庭の問題等について、S S Wがその専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、心理面等からの確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになった。また、担任が一人で抱え込まないように全職員の意識を高め、組織としての指導支援が行われるよう支援を行った。

ウ 義務制では、教育事務所等にS S WとS

C、単県事業として日常的な個別相談等を行う「学校支援アドバイザー」を配置しており、教育事務所長等のリーダーシップのもと、三者が連携しながら、保護者や児童生徒に対する的確なアドバイスや支援を行うことができた。

エ S S Wの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校を始め、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。

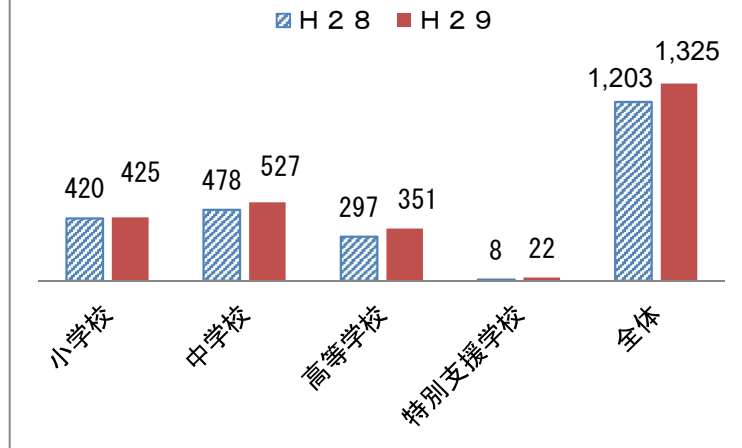
(2) 今後の課題

ア S S Wが取り組んでいる事例以外にも、各学校には様々な問題を抱えた生徒がおり、S S Wへのニーズは高い。全ての事案に対してS S Wが対応することは難しく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、S S Wが行う福祉的手法について啓発を図る必要がある。

イ 増え続ける学校現場からの支援要請件数に対応するため、S S Wの配置の工夫が求められるが、予算の確保及び社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を持つ人材の確保が課題である。

ウ 事象の複雑化に伴い、定期的にスーパービジョンが実施できるよう、S Vとの連携体制に工夫を図る必要がある。

継続して支援を行った児童生徒数（人）
【熊本市を除く公立小中高等学校】



大分県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉の専門家として問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校におけるチーム体制の構築・支援などの役割を担うSSWを配置することで、児童生徒の問題の改善、学校における生徒指導・教育相談体制の一層の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・平成30年度に全中学校区へ配置するため、市町村教育委員会と連携し年次進行で配置拡充している。
- ・スクールソーシャルワーカーの経験者と未経験者を組合せ、資質の向上を図っている

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：市町村教育委員会21名、県立学校8名

資格：社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者

勤務形態：1日6時間 週2日 年間48週

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・配置のねらい、職務内容、関係機関との連携について、学校における活用体制づくり、ケース会議の運営について
- ・ホームページ上に掲載。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回（3時間程度）

（3）研修内容

- ・SSWの責務及びアセスメントの方法・技法
- ・他職種との連携に必要なこと
- ・性的被害を含む、犯罪被害者への対応について
- ・家庭へのアプローチについて
- ・校内の教育相談体制について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例をもとに、ケースに応じた多様な関わり方や他機関との有効な連携の図り方についての検討
- ・性被害に関する具体的な知識の習得及び被害児童生徒への対応方法について
- ・家庭へのアプローチにあたり、困難ケースの特徴と視点や組織対応の重要性について

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 なし

○活用方法

（6）課題

- ・対応事例が多様化しており、スクールソーシャルワーカーの資質向上が求められている。家庭や児童生徒、学校のニーズに応えられるためのスキルアップを目的とした研修の充実が求められている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭状況改善のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

支援対象生徒の家庭は母子家庭で、児童手当と児童扶養手当を受給し生活をしていました。母親は、知的障がいが見受けられ、養育力は低いと推察された。母親は学校との一切の連絡を拒否していた。このような状況の下、生徒の安否確認を含め、福祉部局の家庭児童相談員が訪問したところ、母親は「日常の生活の苦しさ」について相談員に打ち明けた。直ちに関係機関による情報共有がなされ、SSWの家庭への支援が開始された。

まず、不登校の当該生徒が教育支援センターに通えるようにするために、「家庭状況の改善」と「母子の基本的生活習慣の獲得」を当面の目標とした。SSWは生徒との信頼関係の構築に努めた。また、教育支援センターへの通級にあたり、往復の交通費を一定期間補助ができる市独自のサービスを活用し援助を行った。

母親への対応は、外部機関と連携し、就労支援、療育手帳の申請・取得を行った。また、精神面の安定と支援継続のために、新しい環境への転居を行った。多機関との連携により、生活環境の改善と母親の就労により、基本的な生活習慣ができるようになった。当該生徒は、安心して暮らせるようになり、教育支援センターへの通級ができるようになった。

【事例2】非行等の背景にある家庭環境支援のための活用事例（⑥非行・不良行為 ⑦その他）

支援対象児童の2人の兄弟は、万引きで通告され、児童相談所へ通所することとなっていた。学校では毎日のように特定の児童と一緒にあって、粗暴な態度をとるなどトラブルが絶えず、学校は対応に疲弊している状態にあった。一方母親は、放課後児童クラブに行きたがらない2人の子供達の放課後の過ごし方に不安を感じていた。

SSWは兄弟の行動観察と教員への聞き取りを行った。また、早急に児童相談所と繋ぎなおすため、学校での発達検査のフィードバックをする場を設定した。兄は軽度知的障がいがあり療育手帳の交付条件に該当すること、弟は発達障がいの特性が見られることがわかった。母親は、これまで「子育ての困難さ」を感じていたことや「放課後の子供との関わりに疲れている」ことを打ち明けはじめた。SSWは母親との面談により①「兄弟を医療機関への受診させること」②「兄の療育手帳取得の手続きをすること」③「放課後等デイサービスの申請手続きをすること」④「特別支援教育の手続きに必要な書類の準備をすること」を申し合わせた。

短期間で多くの手続きやサービスの導入となるため、まず学校が混乱しないようにSSWから手続きの流れや必要なものを書面にして説明したことで、学校は見通しを持って母親への支援ができた。

母親は、各種手続きの度にSSWや教員が同行するよう努めたことで、確実な手続きが完了した。兄弟にとっては放課後の居場所ができたことや、医療的支援によって学校でのトラブルが減少された。

【事例3】 該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・校内体制の構築、他機関との連携によるチーム支援の充実が図られた。
- ・SSW配置2年目であったので、SSWの役割について学校に周知することができた。
- ・SSWと協議しながら現状に応じて柔軟に対応し問題の解決に向けた支援を実施することができた。
- ・不登校、長期欠席者の背景にある貧困、発達障害、家庭環境等の問題に対処していくにはSSWの活動が不可欠となっている。
- ・児童生徒課題解決に向けて取り組んだ件数：6, 486件
- ・学校・家庭・関係機関等への訪問回数：4, 264回

（2）今後の課題

- ・SSWの増員（他の仕事との兼務等で、緊急対応が困難な状況がある。）
- ・SSWの活用方法等の学校への更なる周知
- ・平成30年度より、各学校に教育相談コーディネーターを配置し、教育相談体制の強化を一層図っていく。

宮崎県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図られるように、各教育事務所（中部・南部・北部）にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】：12名

（内訳）中部教育事務所 6名 ・南部教育事務所 3名 ・北部教育事務所 2名 SV 1名

【資格】：精神保健福祉士・社会福祉士・認定心理士・看護師・幼、小、中、高等学校教諭免許状 等

【勤務形態】：1日あたり6時間、勤務日数125日を基本とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本県では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」、「SSWの活用に関するQ&A」を作成し、全学校に配付して事業の趣旨や内容や実施方法の周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー12名（スーパーバイザー1名を含む）

（2）研修回数（頻度）

- ・ 県教育委員会主催 年3回 ・各教育事務所主催 毎月1回

（3）研修内容

【県教育委員会主催】

- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー合同連絡協議会（3回）
教育相談体制の充実に向けた講義・協議を実施する。

【各教育事務所】

- ・ スクールソーシャルワーカー研修会（運営協議会）
事例に基づく協議・情報共有を行う。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 各学校の教育相談担当者及びスクールカウンセラーと合同での連絡協議会を開催し、情報の共有及び教育相談体制の充実に向けた協議を実施することにより関係者の連携が深まった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SVの設置

- ・ 県内に1名配置

○ 活用方法

- ・ スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、教育委員会が主催する研修会等での講義

（6）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上のための研修の充実
- ・ スクールソーシャルワーカーの勤務条件等の充実
- ・ スーパーバイザーの有効活用

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題対応のための活用事例（②いじめ、③不登校）

- 中学校の生徒があるできごとをきっかけに、友達との関係が悪化し欠席するようになる。
- 保護者は学校に対して「いじめによって不登校になった」と訴え、病院受診し適応障害の診断を受けた。
- いじめとして訴えがあった内容について学校で詳しく調査したが、その事実は確認できなかった。
- 保護者は、学校に対して不満を募らせ、状況の解消に向けた学校との協力体制が崩壊し、互いに反目するような状況に陥った。
- 学校の聞き取りでは、当該生徒は「いじめではない」と発言していたが、保護者はいじめが原因であるという考えをもち続けていた。
- そこで、SSWを派遣し学校や保護者に対して以下のような支援を行った。
 - ・校内のチーム体制の構築に関するアドバイス
 - ・SSWの家庭訪問及び保護者に寄り添った支援
 - ・保護者の了解を得た上での医療と学校の連携体制の構築
- SSWが家庭訪問を繰り返すと同時に、学校に対しても保護者や本人への対応の改善を求めていったことで学校と保護者の状況解消に向けた協力体制が少しずつ改善し、当該生徒は約半年後に学校復帰することができた。

【事例2】不登校対応のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

- 母子家庭で病弱の母親と当該生徒（中学生）の2人暮らし。
- 家庭の経済状況が厳しく生活も乱れていた。
- 母親の病状悪化後は当該生徒が家庭での主導権を握る環境が形成され、ゲーム依存の日々が続き不登校の状況となる。
- そこで、SSWを派遣し学校や保護者に対して以下のような支援を行った。
 - ・校内のチーム体制の構築と当該生徒登校時の受け入れ体制に関するアドバイス
 - ・登校誘導と指導に関する各職員の役割分担についての具体的なアドバイス
 - ・市の福祉課等へ母親に対する病院受診指示と付き添いの依頼
 - ・病院ケースワーカーと連携した訪問看護とヘルパー派遣の手続き準備
- 母親の支援と同時に学校と協力して当該生徒に対する生活リズム構築を進めたことで、母親の病状が改善するにつれて生徒も登校できるようになり、2か月後には完全に学校復帰できた。

【事例3】性的な被害に対しての活用事例

- 活用事例無し

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成29年度に支援対象となった児童生徒数が100人増加した。学校とSSWの連携が進んでいると考えられる。

（支援対象児童生徒数の推移）

平成27年度（379人） 平成28年度（485人） 平成29年度（585人）

- SSWの活動に対しての認知が高まったこと、高校での活用が増えてきていることが要因である。

（2）今後の課題

- 支援対象児童生徒が大幅に増加している反面、解決または好転している事案の数はあまり変化していない。対応する事案が複雑化しており、完全に解決に結びつけることが非常に困難なケースが増えていると考えられる。